

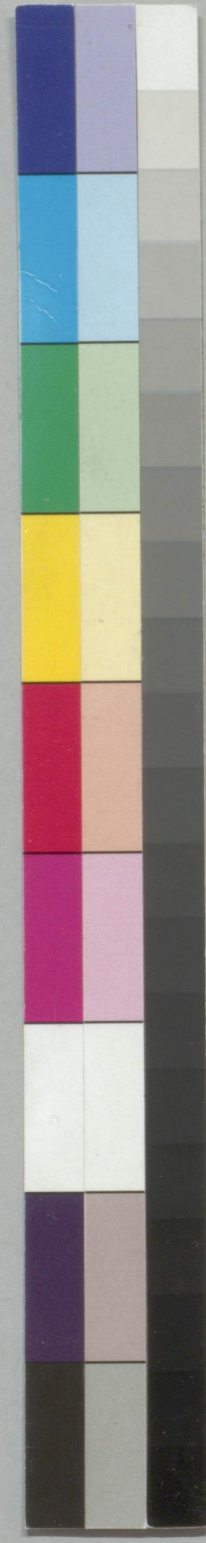
355

米穀政策(第一案)

昭和十年一月

國家經濟研究所

中  
群馬県立図書館  
島文庫  
四五八卷



4581

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話(0272) 3008番

凡例

- 一 米穀問題ニツキ斯業専門家ノ意見ヲ徵スルト共ニ調査研究ヲ進メタル結果、問題ノ重要性ニ鑑ミ、現實ニ即シタル漸進案ト根本的改革ヲ圖ルノ理想案トノ兩對策ヲ作製スルコト、セリ
- 一 本書ハ漸進的米穀對策ニシテ現行米穀統制法ヲ修正強化シタル改正案トモ稱スベキモノナリ
- 一 尙米穀問題ノ根本的對策案ハ目下整理中ニ屬スルモノ不日別冊トシテ發表スルノ豫定ナリ

昭和十年一月

國家經濟研究所

昭和十一年一月

米穀問題の根本的解決案へ日不支那中ニ關スル不日出版イニテ發表スルノ計畫ナリ  
本書ハ滿洲の米穀政策ニシテ其ノ米穀政策問題ヲ對テ五部に分ケルニシテ五部ノ各冊ハハチテナリ  
其ノ一冊ニシテハ滿洲家ノ根本的解決案ノ關係ニシテ其ノ關係案ノ兩部案ヲ對テスルニシテナリ  
米穀問題ニシテハ滿洲家ノ重要問題ナリ其ノ關係案ヲ對テスルニシテ其ノ關係案ノ重要問題ニシテナリ

目次

一、緒言……………(一)

二、米穀需給の變遷……………(二)

    (一) 供給過剩時代……………(四)

    (二) 供給不足時代……………(六)

    (三) 不足より過剩へ轉向時代……………(九)

    (四) 最近に於ける供給過剩の内容……………(一〇)

    (五) 米穀需給と景氣變動……………(一三)

三、食糧の變遷……………(二)

    (一) 穀類食糧の變遷……………(二)

    (二) 穀類の生産の消長……………(七)

    (三) 麥類其の他雜穀類と桑園果樹園の消長……………(一〇)

四、米穀政策と食糧政策……………(三)

    (一) 政策の本質……………(三)

    (二) 複雑なる小農の經濟生活……………(三)

五、商品となる米穀……………(四)

六、米穀政策の發展道程……………(六)

(一)	古來の米穀政策	.....	(三六)
(二)	米穀法の制定及動機	.....	(三七)
(三)	米穀法の改正並效果	.....	(四九)
(四)	率勢米價の特徴と效果	.....	(五三)

七、米穀統制法批判

(一)	統制法の理論根據	.....	(五四)
(二)	統制法の缺陷	.....	(五六)
(三)	統制法の論點	.....	(五七)

八、米穀統制法の完成

(一)	米穀統制法の改正	.....	(五八)
(イ)	最高價格の拘束緩和	.....	(五九)
(ロ)	年度内に於ける最低價格の改正	.....	(六一)
(ハ)	最高最低の値幅	.....	(六一)
(二)	外地米移入の統制	.....	(六三)
(イ)	移入外地米穀統制案要綱(農林省案)	.....	(六三)
(ロ)	米穀自治的統制案要綱(拓務省案)	.....	(六四)
(三)	自治的統制諸案	.....	(六七)

九、結 言	.....	(八一)
十、米穀政策案要綱	.....	(八四)

(イ)	内地米穀自治的統制案要綱(米穀對策調査會幹事案)	.....	(六七)
(ロ)	米穀管理及自治統制案要綱(政友會米穀對策特別委員會案)	.....	(六九)
(ハ)	米穀需給統制案要綱(民政黨米穀對策特別委員會案)	.....	(七三)
(ニ)	米穀統制に關する對策(國民同盟案)	.....	(七五)
(四)	理想的米穀政策	.....	(七六)
(五)	專賣案	.....	(七七)

# 米穀政策 (第一案)

## 一 緒 言

米穀政策は全國民の日常生活に直接的利害關係を有する廣汎複雑な問題なるが、現經濟組織の根本的改革の行はれざる限りに於ては、其の最難點は資本主義機構の市場と、非資本主義的經營形態により生産する商品農産物との關係の不調和に起因する。

現今の農家の生活は、米のみに依存せざるも、農家經濟を支配する最も大なるものは米である。又米は全部國內にて消費する全國民の需要品であるから、國民の負擔により生産及分配の適正を圖ることが出来る。

併し農家の自給米は價格の問題もなく、商的取引の問題もなく、各自に農場より臺所に廻すだけにて、市場の仲介を要するものとは全然内容を異にし、一般經濟界にも直接の關係を有しないのであるから、米穀政策の目標にはならない。

それ故米穀政策の目標となるは農家の交換經濟部に於ける商品米穀、即ち生産者が生命線として死守せねばならない絶對的價格を有する米穀である。

かゝる性質の米穀は生産の不合理、輸移入の壓迫等より絶対價格の支持の出来ない状態が屢出現し、農家は貨幣經濟部の收支の均衡を保持することが出来なくなり、自給經濟の補足を以てするも、收支の適正を得せしむることの出来難き生産条件となつた場合の商品米穀を、「如何にすれば生産者が多大の犠牲を負擔せずして、米穀の供給に不安なからしめ、以て國民經濟の安定を期することが出来るか」の問題が米穀政策の中樞である。然るに米穀の需給状態は經濟界の消長と關聯し或期間を劃し、或は不足状態となり、或は過剩状態となることあるも、朝鮮臺灣を包容したる米穀の生産条件は農家の知識技能の進歩と相俟つて、開拓増殖の餘地は少なからず存在するやうであるから、近き將來に於ては大正七、八年頃に考へられたるが如き食糧不足の杞憂の要はないだらう。

現在の米穀政策は米穀法定以來食糧不足の認識の下に生産増殖獎勵を基礎としたる方針で一貫してゐる。こゝに米穀需給の現實に對する認識の錯誤がある。従つて米穀政策の安定を期せんには根本方針に修正を加へ不足期、過剩期に處する兩對策の併用を根本方針とすべきである。

斯くの如く米穀政策は米穀需給の大勢に順應するを最大の要件とする。需給の大勢に逆行すれば浪費多くして効果が少ない。米穀需給の大勢は、他の經濟事情と關聯し或期間を劃して變遷するが爲である。

## 一 米穀需給の變遷

米穀需給状態を大觀するに、明治二十九年までは生産は需要を超過し、自給自足以上に餘剰を有し、僅少ながらも輸出超過を維持したるが、日清戰後産業財政の急速なる膨脹を來し、次いで日露戰後の劃時代的大發展となり、世界大戰期には好況の絶頂に達し、同時に米の消費が増加した。かゝる時代には農業も長足の進歩をなしたが、農業と商工業の特異性の差異により、米の生産増加は需要増加に應ずることが出来なくなり、こゝに需給情勢一變して供給不足状態となり、昭和二年まで（實は大正十年頃から傾向を示してゐたが）三十一年間その状態が繼續した。この期間には大正七年の米暴動と同九年の農家の投賣防止運動（不賣同盟などと稱した）と二回の米騒動が起つた。併しこの供給不足時代に於ても明治三十七年の輸入額五百五十三萬二千七百五十二石が最高にて、平均一ヶ年の輸入額二百五十三萬一千九百二十六石、總額七千八百四十八萬九千五百九十四石を海外よりの輸入に仰いだ外は、國內（内外地）にて生産し供給されたのである。

然るに經濟界繁榮期を過ぎ、世界的經濟恐慌襲來の直前昭和三年頃より、米穀需給情勢に稍顯著なる變化を來たし、生産（内外地を通じ）は需要を超過し、漸次繰越額を増加するやうになつた。但し繰越増加の内容には、生産の増加の外に朝鮮臺灣の農家が米の消費を節減し、生産増加以上に賣出すやうな事情、更にその内容には滿洲國より輸入された粟、高粱等が朝鮮にて米に代つて消費され、爲に一層移出米を増加するやうなことも含まれてゐるが、以下の統計はそれを如實に示してゐる。

(一) 供給過剩時代

米穀統計により輸移入量よりも輸移出量多きを供給過剩時代とすれば、明治二十九年までは其の時期である。(厳密にいへば「輸移入量よりも輸移出量多く、且つ次年度への繰越量のそれだけ減少せざる時期」とすべきであるが、大正三年までは年々の繰越量の調査なき故輸移出入を対照す。)

(イ) 自明治二十九年 至同二十九年 二十二ケ年間輸移出入状況 (米穀年度による——以下同じ)

輸移出超過	輸移入超過	總額	年數	平均一ケ年額
六、八二二、七二五 <sub>石</sub>	二、六〇七、三七二	九、四三〇、〇九七	一六年	四二六、四二〇 <sub>石</sub>
			六	四三四、五六二

備考 明治七年以前は統計審かならず。二十二箇年總勘定に於て四百二十一萬五千三百五十三石の輸移出超過にて、安全なる自給自足状態である。

(ロ) 自明治二十九年 至同二十九年 二十二ケ年間需給状況

年次	生産額	輸移入額			供給額	輸移出額		過不足額	
		輸入額	移入額	再入額		合計	計		
明治 七	二四、〇二二、七三六 <sub>石</sub>	四、七〇一 <sub>石</sub>	朝鮮ヨリ — <sub>石</sub>	臺灣ヨリ — <sub>石</sub>	— <sub>石</sub>	四、七〇一 <sub>石</sub>	二四、〇二六、四三九 <sub>石</sub>	六三、九三五 <sub>石</sub>	(十) 五八、三三四
八	二五、九一四、〇一六	四、〇九六	—	—	—	四、〇九六	二五、九一八、一一二	三、二八二	(一) 一、八二四
九	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇	二四、七四三、五一	—	—	—	—	—	—	—	—
一一	二六、五九九、一八一	九	—	—	—	九	二六、五九九、一八〇	八〇、五〇一	(十) 八〇、四九三
一二	二五、二八二、五四〇	四九、九九四	—	—	—	四九、九九四	二五、三三三、五三四	一〇五、三六二	(十) 五五、三六八
一三	三三、六七六、二八九	七四、六八七	—	—	—	七四、六八七	三三、七五三、九七六	二七、六六六	(一) 四七、〇六一
一四	三二、四三三、七三〇	二五、九二七	—	—	—	二五、九二七	三三、四九九、六六七	三三、一八八	(一) 三、七三九
一五	二九、九七七、三六三	三、一九七	—	—	—	三、一九七	二九、九七四、五八〇	二七四、九〇五	(十) 二七、七〇八
一六	三〇、六九三、三三七	一四八	—	〇	—	一四八	三〇、六九三、四七五	一七六、八四七	(十) 一七六、六八九
一七	三〇、五六三、三九三	一二	—	—	—	一二	三〇、五六三、七一九	四八二、六一九	(十) 四八三、二八二
一八	二七、一三一、〇八七	二八、九九	—	—	—	二八、九九	二七、二五〇、一七九	一一三、三三五	(一) 五、七六七
一九	三四、〇四三、七七三	三、七七〇	—	—	—	三、七七〇	三四、〇五〇、三七三	五五八、三六〇	(十) 五五〇、七六〇
二〇	三七、一九一、四三四	二六、六九六	—	—	—	二六、六九六	三七、二八、一五六	三六五、三七六	(十) 三三六、六四四
二一	三五、九九九、一九九	八、二四四	—	—	—	八、二四四	三五、〇〇七、五五八	一一八七、三三六	(十) 一一七、九七七
二二	三六、六四五、五八三	一三、七三四	—	—	—	一三、七三四	三六、六六〇、六三八	一、六三六、四〇一	(十) 一、六一、三四六
二三	三三、〇〇七、五六六	一、八二一、〇九八	—	—	—	一、八二一、〇九八	三三、八二八、六七	一〇五、九三三	(十) 一、七五、一八二
二四	四三、〇三七、八〇九	五七五、九三三	—	—	—	五七五、九三三	四三、六四四、〇五四	八七八、三〇九	(十) 三〇三、〇六四
二五	三八、一八一、四〇五	四〇三、八三一	—	—	—	四〇三、八三一	三八、五八五、三三六	四七八、〇四八	(十) 七四、二二七
二六	四一、四三九、六七六	三九一、六四三	—	—	—	三九一、六四三	四一、八二一、三九七	六九一、一七〇	(十) 二九九、四四九



二七	三七、二六七、四一八	一、三五九、三三五	九六	一、三五九、四二二	三六、六六六、八三九	五三五、六二二	(一) 八三三、八〇九
二八	四一、八五九、(四七)	七七三、〇四九	一、〇〇五	七四四、〇五四	四三、六三三、一〇一	八七三、八一九	(十) 九九、七六五
二九	三九、九六、七六	五五六、七三三	二〇四	五五六、九七七	四、五二七、七五五	六二一、九三五	(十) 五五、〇〇八

(二) 供給不足時代

輸移出量よりも輸移入量多く且次年度への繰越量が平均状態にて理想の繰越量と稱せらるる五百萬石以上に増加せざる時期を供給不足時代とすれば、明治三十年より昭和二年までの三十一年間はその時期である。

(イ) 自明治三十年至昭和二年三十一ヶ年間輸移出入状況

輸 移 出	一七、九九三、九一九 <sup>石</sup>	平均一ヶ年額	五八〇、四四九 <sup>石</sup>
輸 移 入	一四七、四六六、七九二		四、七五六、九九三
差引輸移入超過額	一二九、四七二、八七三		四、一七六、五四四

備考 この三十一年間の内、明治三十二年は輸移出入差引六十八萬一千七百三十四石の輸移出超過を示してゐるが、其の他は輸移入超過にて、三十一年間の總勘定に於て一億二千九百四十七萬二千八百七十三石の輸移入超過となり、完全なる食糧の獨立は失はれた。  
但しその内五千九十八萬三千二百七十九石は朝鮮臺灣よりの移入であるから朝鮮併合以後は自給に計算せらるべきものにて、これを差引く時は外國よりの輸入は總額七千八百四十八萬九千五百餘石である。

(ロ) 自明治三十年至昭和二年三十一ヶ年間需給状況

年次	生産額	輸 移 入 額				供給額	輸移出額	過不足額	
		輸入額	朝鮮ヨリ移入額	臺灣ヨリ移入額	再輸入額				
明治三〇	三六、二四〇、三五 <sup>石</sup>	二、〇五〇、五四二 <sup>石</sup>	—	—	三〇四 <sup>石</sup>	二、〇五〇、八四六 <sup>石</sup>	三八、二九一、一九七 <sup>石</sup>	七五七、六五一 <sup>石</sup>	(一) 一、二九三、一九五 <sup>石</sup>
三一	三三、〇三九、二九三	五、三五四、九四	—	—	四六	五、三五四、七九〇	三六、三九四、二六三	三五五、二八八	(一) 五、〇九九、五〇三
三二	四七、三六七、六六六	四〇五、七九九	—	—	二、七九二	四〇八、五九一	四七、七九六、三五七	一、〇九〇、三五	(十) 六八一、七三四
三三	三九、六九八、二五八	一、〇八五、六八二	—	—	五六五	一、〇九六、三四	四〇、九九四、五七二	三五五、〇九五	(一) 七四一、二一九
三四	四一、四六六、四三二	一、三二九、六二二	—	—	二六二	一、四三三、四三五	四三、八八九、八五七	四九九、一七四	(一) 九三四、二六一
三五	四六、九四四、四三四	一、二八八、〇〇五	—	—	三〇三	一、四五二、五二七	四八、三六六、九六一	六七三、九五九	(一) 七七八、五六八
三六	三六、九三三、二六六	五、〇五九、八五三	—	—	一九四	五、五六〇、二六八	四三、四九三、五三四	三一九、七五三	(一) 五、二四〇、五一五
三七	四六、四七三、二九八	五、五三三、七五三	—	—	〇	五、九五三、三三三	五三、四二六、六三二	四五三、〇四八	(一) 五、五〇〇、二八五
三八	五一、四三〇、二二一	四、九五九、〇四五	—	—	三七四	五、六〇九、九八三	五七、〇四〇、二〇四	二二九、一六四	(一) 五、三八〇、八一九
三九	三六、一七五、五六〇	二、七〇一、五七三	—	—	二、四九八	三、五三〇、九一二	四一、七〇三、四七二	二五八、七三四	(一) 三、二七三、一七八
四〇	四六、三〇三、五三〇	二、六五五、一〇六	—	—	五三三	三、二九四、七六二	四九、五五二、二九三	二七三、八四三	(一) 三、〇三〇、九二〇
四一	四九、〇五三、〇六五	二、〇三三、二五四	—	—	四三八	三、一五二、〇四二	五三、二〇三、一〇七	二五四、八九四	(一) 二、八九六、一四八
四二	五一、九三三、八九三	一、三七三、八四二	—	—	〇	二、五二八、〇三二	五四、四八一、九三五	三七八、九一二	(一) 二、一四九、一三〇
四三	五三、四三七、六六三	八九三、七九四	一一四、二六二	七四九、二二三	〇	一、七五七、二六九	五四、一九四、九三一	五九一、二五三	(一) 一、一六六、〇二七

年次	生産額	前年度ヨリノ持越額	輸移入額	總額	輸移出額	次年度へノ繰越額
大正 四四	四六、六三三、三七六	一、八五六、七一九	三六八、九七二	七〇六、七〇二	四〇九	二、九三三、八〇一
大正 一	一五、七二一、八七七	二、〇一一、二六八	二四六、〇四二	〇	〇	二、九〇九、八八七
二	五〇、二二三、三九四	三、三三九、三六〇	二九四、六六一	九八〇、八五二	一五〇	四、〇六五、〇三三
三	五〇、三五九、三七九	二、四七一、五二一	〇三三、九〇九	八一三、四四八	八三一	四、三〇七、四四〇
四	五七、〇〇七、五二〇	五、二七、三五九	一、八七三、六四七	六九四、五四〇	五〇	三、〇八四、五九六
五	五五、九三四、〇七九	二、八六、九四四	一、三三三、七九三	八〇一、九四〇	四、八一八	二、四三六、四九五
六	五八、四三三、三八六	五、三三、八九七	一、九五、四二二	七六六、〇八三	六八	二、五〇五、四六〇
七	五四、五六七、九七七	三、六六三、二八一	一、七三三、五二一	一、一三九、〇五五	一、一六三	六、五三四、八四七
八	五四、七〇〇、一六一	五、四一八、三五五	二、八〇五、二七五	一、二六三、五七〇	三、九八一	九、五〇〇、〇八一
九	六〇、八八八、六八八	七、四九九、九八一	一、六五三、九五八	六六三、一一〇	七三〇	三、〇六六、七七九
一〇	六三、二〇八、五四〇	八、一六、七七二	九、〇四、七八〇	一、〇三四、二四八	三六	四、七五五、七七二
一一	五五、一八〇、四六八	三、七九一、〇六三	一、三三六、〇二七	七四〇、六一八	四六六	七、六六八、六一一
一二	六〇、六九三、八五一	一、六二〇、二七三	三、四三三、〇一八	一、一三一、九〇五	三、三九九	六、二〇八、五八四
一三	五五、四四四、〇八九	三、三三六、九四〇	四、五四七、五七〇	一、六五六、二〇七	八九六	九、五三三、六三三
一四	五七、一七〇、四二三	五、一三六、三〇四	四、三三八、三九三	二、五三三、一三六	一、五〇六	一三、〇八八、三四四
一五	五九、七〇四、二八六	二、一四一、六四五	二、三三、〇四八	二、一八六、五七六	七九	九、五四一、三六七
昭和 二	五五、五九二、八三〇	四、一八八、七五五	五、九三三、二四八	二、六三七、八九九	三〇七	一三、六七〇、二九九

(三) 不足より過剰へ轉向時代

内地の生産増加並に朝鮮臺灣の移入額の増加により、次年度への繰越額より輸入額を控除するも、尙理想の繰越額と稱せらるる五百萬石以上の繰越の生ずるに至りし時期を不足より過剰へ轉向時代とするならば、昭和三年以後はその時期である。

昭和三年以後需給状況

年次	生産額	前年度ヨリノ持越額	輸移入額	總額	輸移出額	次年度へノ繰越額
昭和 三	六三、一〇三、五四一	五、七六五、五四一	一一、三五五、五一九	七九、一三三、六〇一	一、〇〇七、〇八六	七、八四〇、一九二
四	六〇、三〇三、〇八九	七、八四〇、一九三	八、九〇九、四一〇	七七、〇五三、六九一	五五七、三七二	七、〇二七、五五七
五	五九、五五七、六九四	七、〇二七、五五七	八、六〇三、四一一	七五、一八七、六六二	五五八、三六七	五、七一九、二四一
六	六六、八七五、五三五	五、七一九、二四一	一一、五三三、六三九	八四、一六六、四一五	一、九九七、九二五	九、一四〇、二四七
七	五五、二二五、二六三	九、一四〇、二四七	一一、六〇三、六〇六	七五、九五九、二一六	七〇七、六三〇	八、九〇七、四三〇
八	六〇、三九〇、〇九八	八、九〇七、四三〇	一二、七四七、七〇七	八三、〇四五、二三五	六三三、七四七	九、〇〇七、五九八
九	七〇、八四七、一三四	九、〇〇七、五九八	—	—	—	—

備考 以上統計の示すが如く昭和六年以後は生産額と輸移出入額の差引計算上次年度への繰越たるべきもの、増加する傾向となつた。

(四) 最近に於ける供給過剰の内容

昭和三年以後は外國米の輸入額は減少しつつ、顯著なる供給過剰状態を呈するに至りしは、内外地を通じ需要の増加以上に生産の増加せられつゝあると、外地よりの移入額が外地に於ける生産増加以上（一面に於ては粟、雜穀等を食料とし、米は可及的賣出するものゝ増加による）に増加せるによる。

(イ) 移入増加に依る繰越増加状況

年次	(1) 實數		移入額		次年度へノ繰越額
	内地生産額	輸入額	朝鮮ヨリ	臺灣ヨリ	
昭和二	五,五九二,八二〇	四,一三六,七八五	五,九〇三,二四六	二,六三七,八九九	五,七六五,五四一
三	六二,一〇七,五四一	一,七五三,〇〇一	七,〇六八,七〇九	二,四三〇,五六九	七,八四〇,一九二
四	六〇,三〇三,〇八九	一,二七七,七四八	五,三七七,九七八	二,三三三,三三三	七,〇二七,五五七
五	五九,五五七,六九四	一,二四八,四四四	五,一六七,〇一五	二,一八五,四三四	五,七一九,二四一
六	六六,八七五,五三五	八三九,六四〇	七,九九三,二七五	二,六九八,七〇一	九,一四〇,二四七
七	五五,二二五,二六三	九四八,八七〇	七,一九八,三三二	三,四二八,八二一	八,九〇七,四三〇
八	六〇,三九〇,〇九六	九九八,一六〇	七,五三一,八九一	四,二六八,八三四	九,〇〇七,五九八
九	七〇,八四七,〇〇〇		八,五〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一八,七四六,〇〇〇

備考 昭和九年度は推算による。

(2) 同上指數 (昭和二年を一〇〇として)

年次	内地生産額		輸入額		次年度へノ繰越額
	内地生産額	輸入額	朝鮮ヨリ	臺灣ヨリ	
昭和二	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三	111.7	43.5	110.0	92.2	136.0
四	108.4	31.0	91.1	85.4	121.9
五	104.2	30.2	87.5	82.8	99.2
六	110.5	20.1	115.4	103.3	158.5
七	99.3	23.9	112.9	129.6	154.5
八	108.6	24.2	127.6	159.9	156.2
九	127.4		140.0	151.6	335.1

備考

昭和九年度は生産額以外は五月迄の事實に基く推定である。以上の如く昭和二年を一〇〇として觀察すれば、内地の生産額は昭和九年度の大豊作に於ては二割七分強の増産であるが、七箇年平均は一割二分弱の増加である。然るに繰越の方は八年度まで六箇年の平均にて三割八分弱の増加となり、九年度は推定によれば三倍と二割五分の増加となつた。而して其の間外國米の輸入は二割四分に激減して外地米の移入が激増して來た。

(ロ) 外地に於ける生産増加と移出増加の状況

(1) 實數

年次	朝鮮米		臺灣米		合計
	生産額	内地へノ移入額	生産額	内地へノ移入額	
昭和二	一五,三〇〇,七〇七	五,九〇九,七三六	六,六三六,五六三	二,六三七,八九九	二二,九三七,二七〇
三					八,五四七,六五五

備考 昭和九年度は推算による。

(2) 同上指数 (昭和二年を100として)

年次	朝鮮米		臺灣米		合計
	生産額	内地へノ移入額	生産額	内地へノ移入額	
三	一七,二九八,八八七	七,〇六九,二〇九	六,八四一,〇七〇	二,四三〇,五六九	二四,一三九,九五七
四	一三,五二一,七三五	五,三七八,二七三	六,四五〇,六四一	二,二五三,三三三	一九,九六二,三六六
五	一三,七〇一,七四六	五,一六七,〇一五	七,二一〇,八五三	二,一八五,四三四	二〇,八二二,五九八
六	一九,一八〇,六七七	七,九九三,五二七	七,五五六,三四四	二,六九八,七〇一	二六,六九七,〇〇一
七	一五,八七三,九九九	七,一九八,三三三	八,〇七三,八四八	三,四一八,八二二	二三,九四五,八四七
八	一六,三四五,八三五	七,五三一,八九九	八,六六六,四九九	四,二六八,八三四	二五,〇二二,三三四
九	一八,一九三,七三〇	八,五〇〇,〇〇〇	—	四,〇〇〇,〇〇〇	—
昭和二	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三	113.1	119.6	103.1	93.2	110.0
四	88.3	91.0	97.2	85.4	91.0
五	89.6	87.3	107.1	82.8	94.9
六	115.4	115.2	113.2	103.3	111.7
七	103.7	111.8	111.6	119.6	109.2
八	106.8	117.4	110.6	159.9	114.0
九	—	—	—	—	—
昭和二	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—
五	—	—	—	—	—
六	—	—	—	—	—
七	—	—	—	—	—
八	—	—	—	—	—
九	—	—	—	—	—

(3) 生産額に對する内地移出額割合

年次	朝鮮米		臺灣米		合計
	生産額	内地へノ移入額	生産額	内地へノ移入額	
三	三八.六%	—	三九.七%	—	三九.〇%
四	四〇.九	—	三五.五	—	三九.四
五	三九.八	—	三四.九	—	三八.二
六	三一.七	—	三〇.七	—	三五.三
七	四一.七	—	三五.九	—	四〇.〇
八	四五.三	—	四二.四	—	四四.三
九	四六.一	—	四八.七	—	四六.九
昭和二	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—
五	—	—	—	—	—
六	—	—	—	—	—
七	—	—	—	—	—
八	—	—	—	—	—
九	—	—	—	—	—

備考 右三表を對照すれば、外地よりの移入増加は外地に於ける生産増加と、消費の節減との合計により行はれるのである。

(五) 米穀需給と景氣變動

米穀の消費は從來觀察されたるが如き無彈力のものではない。

第一農家の米の消費が貨幣經濟部の消長により可なり多く増減する。第二に經濟界が不況となれば労働階級者、貧民階級者の消費が減じ、酒造原料其の他の使用等も減少する。第三には好景氣となれば再び需要増進に轉向する。かくて米の絶対消費量は、景氣變動と密接なる關係を以て増減變動する。通貨

の増減並に輸出入貿易の消長と、前項米穀需要統計とを對照せば、兩者の關係は次の如くである。

(イ) 明治十六年以後輸出入貿易額 (大藏省、日本外國貿易年表による)

年次	輸出	輸入	輸出入合計
明治 一六	三、二六八、〇二〇 <sup>円</sup>	二八、四四四、八四三 <sup>円</sup>	六四、七二二、八六二 <sup>円</sup>
一七	三、八七一、四六六	二九、六七三、六四七	六三、五四四、一一三
一八	三、七、一四六、六六一	二九、三五六、九六八	六六、五〇三、六五九
一九	四、八七六、三三三	三三、一六八、四三三	八一、〇四四、七四五
二〇	五、四〇七、六八一	四四、三〇四、二五二	九六、七一、九三三
二一	六、七〇五、五一〇	六五、四五五、二三四	一三二、一六〇、七四四
二二	七、〇六〇、七〇六	六六、一〇三、七六七	一三六、一六四、四七三
二三	五、六〇三、五〇六	八一、七三八、五八一	一三八、三三二、〇八七
二四	七、五三七、二七二	六二、九三七、二六八	一四二、四五四、五四〇
二五	九、一〇三、七五四	七、三三六、〇八〇	一六二、四三八、八三四
二六	八、九七三、八六五	八、三五七、一七三	一七七、九七〇、〇三七
二七	一一、二四六、〇八六	一一、七四八、九五五	二三〇、七三八、〇四一
二八	一三、一一三、一七八	一二、二六〇、五七八	二六五、三七三、七五六
二九	一一、八四三、七六一	一七、一六四、四七四	二八九、五一七、二三五
三〇	一六、一三五、〇七七	二九、三〇〇、七七一	三八、四三五、八四九

年次	輸出	輸入	輸出入合計
大正 一	一六五、七五三、七五三	二七七、五〇三、一五七	四四三、二五五、九一〇
二	二二四、九九九、八九四	二二〇、四〇一、九二六	四四五、三三二、八二〇
三	二〇四、四二九、九九四	二八七、二六一、八四六	四九一、六九一、八四〇
四	二五三、三四九、五四三	二五五、八一六、六四五	五〇八、一六六、一八八
五	二五八、三〇三、〇六五	二七、七三一、二五九	五三〇、〇三四、三二四
六	二八九、五〇二、四四二	三二七、一三五、五一八	六〇六、六三七、九六〇
七	三二九、二六〇、八九六	三七、三六〇、七三八	六九〇、六二一、六三四
八	三三、五三三、六一〇	四八八、五三八、〇一七	八二〇、〇七一、六二七
九	四三三、七五四、八九二	四一八、七八四、一〇八	八四三、五三九、〇〇〇
一〇	四三三、四二二、八七三	四九四、四六七、三四六	九三六、八八〇、二一九
一一	三七八、二四五、六七三	四三六、二五七、四六二	八四、五〇三、一三五
一二	四三三、一一三、五一一	三九四、一九八、八四三	八〇七、三一一、三五四
一三	四五八、四三八、九九六	四六四、二三三、八〇八	九三三、六六六、八〇四
一四	四四七、四三三、八八八	五二二、八〇五、七〇五	九六一、二三九、五九三
一五	五二六、九八一、八四三	六八、九九三、二七七	一、一四五、九七四、一九
一六	六三三、四六〇、二二三	七二九、四三一、六四四	一、三六一、八九一、八五七
一七	五九一、一〇一、四六一	五九五、七三五、七二五	一、一八六、八三七、一八六
一八	七〇八、三〇六、九九七	五三三、四四九、九三八	一、二四〇、七五六、九三五

昭和	明治
七	一
六	二
五	三
四	四
三	五
二	六
一	七
一四	八
一三	九
一二	一〇
一一	一一
一〇	一二
九	一三
八	一四
七	一五
六	一六
五	一七

備考 明治二十年までは輸出入合計にて一億圓以内であり、而して輸入よりも輸出が多かつた。同二十一年より一億

圓臺となつたが、二十六年までは輸出超過が続いた。同二十七年に二億圓臺となり、三十年には一躍一億圓弱を増加した。以來増加一方であつたが、大正十年頃から亂調子となり、昭和二年より漸減の傾向となり、同五年以來激減した。かくの如く貿易は米穀の需給の變動と一致してゐる。

(口) 通貨の増減

年次 (各年末)	政府紙幣及 小額紙幣	日銀兌換券	補助貨幣	合計
明治一	二四、〇三七、三九〇	—	—	二四、〇三七、三九〇
二	五〇、〇九〇、八六七	—	—	五〇、〇九〇、八六七
三	五五、五〇〇、〇〇〇	—	—	五五、五〇〇、〇〇〇
四	六〇、二七三、〇〇〇	—	—	六〇、二七三、〇〇〇
五	六八、四〇〇、〇〇〇	—	—	六八、四〇〇、〇〇〇
六	七九、七四三、二三四	—	—	七九、七四三、二三四
七	九三、八九七、三〇四	—	—	九三、八九七、三〇四
八	一〇〇、四九一、八七〇	—	—	一〇〇、四九一、八七〇
九	一〇六、八九一、五八三	—	—	一〇六、八九一、五八三
一〇	一一九、一四九、八四三	—	—	一一九、一四九、八四三
一一	一六五、六九七、五九八	—	—	一六五、六九七、五九八
一二	一六四、三五四、九三五	—	—	一六四、三五四、九三五
一三	一五九、三六六、八三七	—	—	一五九、三六六、八三七

一四	一五三、三〇一、〇一三	一五三、三〇一、〇一三
一五	一四三、七五四、三六三	一四三、七五四、三六三
一六	一三三、二七五、〇一三	一三三、二七五、〇一三
一七	一二四、三九六、一七六	一二四、三九六、一七六
一八	一一八、五〇〇、四八五	一一八、五〇〇、四八五
一九	九七、三〇三、三三一	九七、三〇三、三三一
二〇	八四、四一九、一七八	八四、四一九、一七八
二一	七四、四一四、三九七	七四、四一四、三九七
二二	六七、六五二、二四〇	六七、六五二、二四〇
二三	五九、〇八三、四三三	五九、〇八三、四三三
二四	五三、七五六、二三〇	五三、七五六、二三〇
二五	四四、七七八、七五四	四四、七七八、七五四
二六	三九、一六三、一一九	三九、一六三、一一九
二七	三五、一八六、三四四	三五、一八六、三四四
二八	三一、九三六、〇一〇	三一、九三六、〇一〇
二九	二五、八七四、〇六一	二五、八七四、〇六一
三〇	一二、四七三、八二七	一二、四七三、八二七
三一	七、二七八、二八九	七、二七八、二八九

三二	四、一三五、七八三	三五〇、五六三、〇四〇	七、二五九、六五五	三三五、九四七、四七八
三三		二二八、五七〇、〇三三	七三、七二八、二二一	三〇三、二九八、二五三
三四		二二四、〇九六、七六六	七五、二一〇、九三四	二八九、三〇七、六九〇
三五		二二三、〇九四、三七一	七六、二五三、四三二	三〇八、三四七、七九三
三六		二二三、九二〇、五六三	七六、九三三、二二八	三〇九、八五三、七九一
三七		二八六、六二五、七五二	八一、四一五、四九六	三六八、〇四一、二四八
三八		三三二、七九〇、八一九	九一、四四五、八四六	四〇四、二三六、六六五
三九		三四一、七六六、一六四	九二、七四三、六八二	四四一、五〇八、八四六
四〇		三六九、九八四、一一一	一一三、五三八、五四三	四八三、五二二、六五四
四一		三五三、七三四、二七二	一一二、七六八、二四四	四七四、五〇三、五一六
四二		三五三、七六三、二〇一	一二九、六九六、〇五一	四八二、四九九、二五二
四三		四〇一、六三四、九三八	一三六、〇七六、一六四	五三七、七〇二、〇九二
四四		四三三、三九九、一六六	一三九、八三一、八三〇	五七三、二二〇、九四六
大正 一		四四三、八三七、七〇八	一三八、六四九、八八九	五八二、四八七、五九七
二		四二〇、九〇三、五〇七	一四一、二一四、八六六	五六三、〇一八、三七三
三		三八〇、五六五、八九六	一三三、五九七、六〇八	五三三、一六三、五〇四
四		四二〇、七七五、五一一	一三二、四八三、八一七	五五三、二五八、三三八
五		五八六、八四二、八七一	一三四、四二七、五七八	七二二、二七〇、四四九

昭和	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	備考
一九八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一九、八二五、〇〇〇	一、通貨は政府紙幣、小額紙幣（明治二十六年より同三十一年までの国立銀行紙幣をも合算）及銀兌換券及補助
七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	七九六、五九四、四八四	
一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	一九、二一〇、〇〇〇	
一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	一、〇七七、二八七、九三二	
一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	一、五二五、四八八、五六六	
二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	一、四〇〇、四八八、六五六	
二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	二二六、五〇〇、〇〇〇	
一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	一、五三〇、五七〇、八七〇	
一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	一、五八、五七七、〇〇〇	
六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇、〇〇〇	
二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	二五、八八七、〇〇〇	
一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	
一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	一四、四九三、六八〇	
一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	一三、一八八、七二五	
一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	一三、四八六、五八〇	
一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	一三、〇八五、三六〇	
一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	一一、六六〇、〇〇〇	
一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	一一、四八〇、〇〇〇	
一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	一一、三六〇、〇〇〇	
一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	
一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	一一、二六〇、〇〇〇	

貨幣の合計を以てする。  
 二、昭和八年は六月末現在なり。  
 三、補助貨幣中には舊銅貨を含まず。  
 四、通貨の増減は貿易の消長ほどに顯著ではないが、明治三十年から膨脹の速度が大きくなり、收縮時代は少し後れて昭和四年から顯著になつてゐる。

### 三 食糧の變遷

#### (一) 穀類食糧の變遷

明治十四年九月農務局刊行第二次農務統計表中には、米の消費につき次の如く記述されてゐる。

「毎年生産する米の石高と消費する石高との割合を詳悉するは經濟の要務なりと雖も、未だ確實の調査を盡すこと能はざれば、假りに推測を以て其の概略の比例を示さんとす。

嘗つて(明治十二年)人民の常食を調査せしに、米を食とするものは人口總計中平均百分の五十三の割合に居れり。されば三千五百七十六萬八千五百八十四人(十二年調)のうち、千八百五十九萬七千三百五十人は米を食料となすものにして、壯年老幼男女を平均し一日一人三合を食するの率と假定せば一ヶ年二千七十五萬八千二百九十八石を消費するものとす。又十二年中各種酒類に醸造せし石高は四百六十五萬四千五百四石にして内銘酒等に用ひしもの七萬八千七百十五石なりき。只前年の越高及菓子類等に消費せし石高を知るに由なきを憾みとす。十二年の米生産に同年海外より輸入せし石高を和



すれば三千百六十七萬八千二百八十八石にして、内四萬九千九百九十四石は輸入米なり。この石高より食料酒料の石高を引去れば、即ち六百二十六萬五千四百八十六石を剩餘とす。この剩餘を以て菓子類及前年の越高當年の殘高と假定す云々。

左に依れば全食料の五割三分が米にて、四割七分は麥類、雜穀其他を食料とすることを示す。

全食料	一〇〇%
米	五三
麥類	二七
雜穀	一四
蔬菜木實昆布	六

尙國別調査によれば最も米を多く消費する(全食糧の七割以上)は、羽後、羽前、伊賀、近江の諸國にて、米の消費の最も少なき(全食糧の三割以内)は、壹岐、對馬、肥後、飛驒の諸國である。又酒類釀造米石高は次の如くである。

清酒	四、五七五、五五七・〇九九
濁酒	四七、九二七・九五四
白酒	一、二三六・九八一
味淋	二四、八六八・四〇九
焼酎	五〇、六八〇・〇二五

銘酒	一九、三〇〇・〇五三
合計	四、七〇二、二〇〇・五二一

其の後漸次麥類、雜穀等の使用歩合が減少し、米の消費歩合が増加した。人口食糧調査委員會に於ける調査は次の如くである。

米	明治十三年 五三・〇%	明治二十六年 七〇・〇%	大正九年 七八・一%
麥類	二七・〇	二五・〇	二二・九
雜穀	一四・〇	四・四	〇・一
其他	六・〇	—	—

米の消費歩合の増加は主として農家の間に行はれつゝあることは疑ひない。それは從來は米を喰はずに米を作つた農家が、米を喰ひつゝ米を作る農家、米を作らずして米を喰ふ農家の増加したる等のためである。現在の朝鮮の農家は恰も内地の明治初年頃の農家の如く、米作農家が粟や雜穀を喰つて成るべく米を多く賣り出さうとする。それは彼等は強ひて交換經濟の仲間に突込まれ、貨幣必要上の經濟的打算からやるのである。此の自家用を減じてまでも賣出すといふことが、現下の米穀問題の根源をなすことは事實である。

尙米の消費歩合の増加情勢は次表により詳かにすることが出来る。(一人當消費額は米の生産額と輸移出入並繰越米との差引計算をなし、殘額を現在人口にて除したるものであるから、釀造、菓子其の他の

原料一切を含みたるもの

年次  
明治七

年次	消費總額	内地生産額	人口	一人當消費額
八	三五、九五、八三〇	三五、九四、〇一六	三五、四〇一	〇・七三三
九	二四、三〇五、六六九	二四、七四三、五五一	三五、六六七	〇・六七六
一〇	二五、七七八、六八九	二六、五九九、一八一	三五、九七六	〇・七一一
一一	三五、三三七、一五三	三五、二八二、五四〇	三六、五三四	〇・六九一
一二	三三、七五五、五五〇	三三、六七八、二八九	三六、七六四	〇・八六三
一三	三一、四三七、四七九	三一、四三三、七四〇	三七、〇七三	〇・八四八
一四	二九、六九九、六七五	二九、九九七、三六三	三七、三七三	〇・七九五
一五	三〇、五五五、六二八	三〇、六九二、三三七	三七、七一一	〇・八〇九
一六	三〇、〇八〇、二一〇	三〇、五六二、三九三	三八、〇九一	〇・七九〇
一七	二七、一五六、八五四	二七、一三一、〇八七	三八、四〇〇	〇・七〇七
一八	三三、四九一、九九三	三四、〇四二、七七三	三八、六〇六	〇・八六八
一九	三六、八五三、七〇〇	三七、一九一、四三四	三八、八三三	〇・九四九
二〇	三八、八二〇、三三三	三九、九九九、一九九	三九、一九〇	〇・九九一
二一	三七、〇三四、二三七	三八、六四五、五八三	三九、六三〇	〇・九三五
二二	三四、七三三、七四八	三四、〇〇七、五六六	四〇、〇三三	〇・八六七
二三	四二、七三五、七四五	四三、〇三七、八〇九	四〇、三五三	一・〇五九
二四	三八、一〇七、一八八	三八、一八一、四〇五	四〇、六四一	〇・九三八
二五	四一、一三〇、三三七	四一、四二九、六七六	四〇、九七〇	一・〇〇四
二六	三八、一〇一、二三七	三七、二六七、四一八	四一、二九四	〇・九三三
二七	四一、七五九、二八二	四一、八五九、〇四七	四一、七三三	一・〇〇一
二八	三九、八九五、七九〇	三九、九六〇、七九八	四二、一四三	〇・九四七
二九	三七、五三三、五四六	三六、二四〇、三五一	四二、五七八	〇・八八二
三〇	三六、一三八、九七五	三三、〇三九、二九三	四三、〇七六	〇・八八五
三一	四六、七〇五、九三二	四七、三八七、六六六	四三、五七一	一・〇七二
三二	四〇、四三九、四七七	三九、六九八、三五八	四四、〇三七	〇・九一八
三三	四二、三九〇、六八三	四一、四六六、四三二	四四、五八二	〇・九五一
三四	四七、六九三、〇〇二	四六、九一四、四三四	四五、一八一	一・〇〇六
三五	四三、一七二、七八一	三六、九三三、二六六	四五、七六六	〇・九三一
三六	五一、九七三、五八三	四六、四七三、二九八	四六、三三〇	一・一三三
三七	五六、八一、〇四〇	五一、四三〇、二三一	四六、七八五	一・二一四
三八	四一、四四四、七三八	三八、一七二、五六〇	四七、二九三	〇・八七六
三九	四九、二七八、四五〇	四六、三〇二、五三〇	四七、八三〇	一・〇三〇
四〇				

二二	三三、七三三、七四八	三四、〇〇七、五六六	四〇、〇三三	〇・八六七
二一	四二、七三五、七四五	四三、〇三七、八〇九	四〇、三五三	一・〇五九
二〇	三八、一〇七、一八八	三八、一八一、四〇五	四〇、六四一	〇・九三八
一九	四一、一三〇、三三七	四一、四二九、六七六	四〇、九七〇	一・〇〇四
一八	三八、一〇一、二三七	三七、二六七、四一八	四一、二九四	〇・九三三
一七	四一、七五九、二八二	四一、八五九、〇四七	四一、七三三	一・〇〇一
一六	三九、八九五、七九〇	三九、九六〇、七九八	四二、一四三	〇・九四七
一五	三七、五三三、五四六	三六、二四〇、三五一	四二、五七八	〇・八八二
一四	三六、一三八、九七五	三三、〇三九、二九三	四三、〇七六	〇・八八五
一三	四六、七〇五、九三二	四七、三八七、六六六	四三、五七一	一・〇七二
一二	四〇、四三九、四七七	三九、六九八、三五八	四四、〇三七	〇・九一八
一一	四二、三九〇、六八三	四一、四六六、四三二	四四、五八二	〇・九五一
一〇	四七、六九三、〇〇二	四六、九一四、四三四	四五、一八一	一・〇〇六
九	四三、一七二、七八一	三六、九三三、二六六	四五、七六六	〇・九三一
八	五一、九七三、五八三	四六、四七三、二九八	四六、三三〇	一・一三三
七	五六、八一、〇四〇	五一、四三〇、二三一	四六、七八五	一・二一四
六	四一、四四四、七三八	三八、一七二、五六〇	四七、二九三	〇・八七六
五	四九、二七八、四五〇	四六、三〇二、五三〇	四七、八三〇	一・〇三〇
四				
三				
二				
一				

四一	五、九四八、二二三	四九、〇五二、〇六五	四八、一九三	一〇七六
四二	五四、〇八三、〇一三	五一、九三三、八九三	四八、七九三	一〇八
四三	五三、六〇三、六七九	五二、四三七、六六二	四九、四三四	一〇八四
四四	四九、一三四、七五〇	四六、六三三、三七六	五〇、一三〇	〇九八〇
大正 一	五四、三三二、〇九三	五一、七一、八七七	五〇、八四七	一〇六八
二	五四、五〇三、四九六	五〇、三三二、三九四	五一、五八一	一〇五七
三	五一、三三七、二二〇	五〇、二五九、三七九	五二、三三一	〇九八一
四	五八、九二一、四四二	五七、〇〇七、五一〇	五三、〇三六	一一一一
五	五八、二三五、九七六	五五、九二四、〇七九	五三、七四七	一〇八三
六	六一、二一九、五五五	五八、四五二、三八六	五四、三七九	一一二六
七	六二、七四〇、三五四	五四、五六七、九三七	五四、八八七	一一四三
八	六二、〇七八、四九〇	五四、七〇〇、一六一	五五、二三七	一一二四
九	六三、三七七、六三二	六〇、八八八、六八八	五五、七五一	一一二八
一〇	六五、〇二七、二〇三	六三、二〇八、五四〇	五六、四一〇	一一五三
一一	六三、八六一、九三三	五五、一八〇、四六八	五七、一二四	一一〇〇
一二	六六、七二〇、八三〇	六〇、六九三、八五一	五七、八六八	一一五三
一三	六五、七七八、五二六	五五、四四四、〇八九	五八、六三〇	一一三三
一四	六七、〇四六、一七四	五七、一七〇、四二三	五九、四三八	一一二八

(二) 穀類の生産の消長

昭和 一五	六、三三三、〇一八	五九、七〇四、二六六	六〇、三四一	一〇三二
二	六七、一六四、八八三	五五、五九二、八三〇	六一、三二六	一〇九五
三	七〇、二七六、三三二	六三、一〇三、五四一	六二、三三三	一〇三九
四	六九、四六七、七六三	六〇、三〇三、〇八九	六三、一三八	一〇〇〇
五	六八、九一〇、〇五四	五九、五五七、六九四	六三、九六七	一〇七七
六	七三、九七八、二四五	六六、八七五、五三五	六四、七三五	一〇二八
七	六六、三四五、四五二	五五、二二五、二六三	六五、四一九	一〇二四
八	七三、四一三、八九〇	六〇、三九〇、〇九八	六六、一一二	一〇九五

主要食糧農産物につき増産の一途を進みつゝあるものと、最近まで増殖に進みつゝありしものが大正末期頃より減少の傾向となりしものと、漸減衰微の状態にあるものとに区分し、五ヶ年平均に統計すれば次の如くである。

(1) 増産の一途を進みつゝあるもの 米・小麥・馬鈴薯

(2) 最近減少の傾向を示せるもの 甘藷・大麥・稗麥・粟・黍・玉蜀黍

(3) 漸次減少の傾向にあるもの 蕎麥・稗

年次	米		小麥		大麥	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數
明治三十年	三、四一三、八四九	100	二、九一四、九五三	100	六、六五九、四〇三	100
明治三十五年	四、四七九、八〇九	127	四、一八一、六八九	143	八、六四三、100	127
明治三十六年	四、二八六、一三五	123	三、五五〇、二四八	123	八、九〇一、五三三	130
明治四十一年	五、〇、五八七、八四〇	151	四、七三六、〇五一	163	九、四三七、五〇五	143
大正一年	五、五、二四三、二五六	165	五、五三四、三三一	190	九、八三九、二三八	148
大正六年	五、九三〇、三四二	176	五、九九八、四〇〇	206	八、八五八、六六五	133
大正十一年	五、八、〇〇三、八三〇	174	五、七〇六、八二五	196	八、一二七、六三三	133
昭和二年	六、〇、四六八、三三六	181	六、三四八、二一九	228	七、三五三、一七六	122
昭和七年	四、九三七、八四一	100	二、〇三六、七四八	100	九、八〇、五三七	100
明治三十年	七、〇〇一、七四一	142	二、三七九、五三四	127	八、一七、五三七	83
明治三十五年	六、四三二、六四五	130	二、一五七、八二六	106	八、二七、一八五	84
明治三十六年	七、四九三、一七四	153	二、〇八九、四八七	102	七、八一、六二四	80
明治四十一年	八、一六〇、三九〇	165	二、〇〇九、二二二	99	七、八三、三〇四	80
大正一年	七、五七六、一三〇	153	一、八四四、一八七	90	八、〇〇、四九八	83

年次	黍		玉蜀黍		蕎麥	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數
大正十二年	六、八二五、六四九	136	一、三三三、〇六〇	55	五、九七、三〇八	61
昭和二年	六、七二一、〇一七	136	一、〇一〇、九二一	49	四、七四、八〇三	48
昭和七年	二、二四、五三〇	100	—	—	八、八五、七七四	100
明治三十年	三、四五、〇八五	154	—	—	一、一四、〇〇九	126
明治三十五年	三、七〇、三〇一	165	六、四、九一〇	100	一、一八、九三六	134
明治三十六年	三、八五、五〇二	173	六、八〇、〇七七	111	一、三〇六、六三四	136
明治四十一年	三、八二、六三三	170	七、三二、九三六	125	一、一五四、五四四	130
大正一年	三、三八、五七四	146	七、四二、一九七	121	一、〇八九、六七八	123
大正六年	三、二九、一二九	132	六、四九、九一三	106	九、四〇、九三三	106
大正十一年	一、九三、七二七	86	四、九三、六九二	80	八、〇五、〇〇六	91

年次	甘藷		馬鈴薯	
	實數	指數	實數	指數
明治三十年	四、四〇、五九九、二四四	100	二、五、九五〇、六四八	100
明治三十五年	七、一、八二〇、四一九	161	五、九、五九四、八四三	230
明治三十六年	七、五七、六四三、三三四	173	一、〇、八二六、八三六	427
明治四十一年	九、三、八、一〇一、七五五	223	一、七、三、三二一、八四〇	665
大正一年	—	—	—	219

年次	麥類	其他ノ雜穀	桑園	果樹園
大正六年平均	1,033,266,903	235	260,957,025	1,006
大正七年平均	1,110,875,187	253	336,649,325	1,359
大正十二年平均	947,168,647	225	240,048,769	935
昭和二年平均	888,259,168	203	257,170,923	991

(三) 麥類其他雜穀類と桑園果樹園の消長(反別)

年次	麥類	其他ノ雜穀	桑園	果樹園
明治三十年平均	1,601,037,000	505,052,007		
明治三十五年平均	1,807,415,000	515,005,000		
明治三十六年平均	1,805,734,000	533,820,000		
明治四十一年平均	1,773,121,000	489,356,000		
大正一年平均	1,799,233,000	466,181,000		
大正六年平均	1,709,849,000	412,996,000		
大正七年平均	1,473,055,000	335,256,000		
昭和二年平均	1,375,032,000	282,165,000		

四 米穀政策と食糧政策

(一) 政策の本質

米穀政策は食糧政策とは性質の違つたものである。前者は經濟政策であり、後者は社會政策であるから、原則として區別すべきである。

米穀政策の目的は米穀需給の調節並價格の暴騰、暴落の防止であるから、食糧政策と同性質のやうではあるが、食糧政策は消費者を對照とした政策にて、少くも穀作を主とする農家には食糧問題はない。自給自足で解決し得る問題であるから政策を以て干渉する必要はない。

現時の米穀政策の核心は、商品として賣買せらるべき米穀、農家が販賣の目的により生産した米穀が正當な價格で販賣することの出来ないといふ状態に對する問題である。他の言葉でいへば農家の交換經濟部に於ける商品の生産に於て、正當な價格で販賣することの出来ないため、貨幣經濟部に於ける收支のバランスがとれなくなり、交換經濟が破壊されさうになつたことが、米穀政策の重大性を有する主な理由となるのである。従つて米は有り餘つて政府は買上げ米の處分に窮する状態にあり、一方には米を喰ひたくても喰へないものや、折角米を作つた農家が年末の支拂ひに窮し、明日の備へを考慮する餘裕なく大部分を賣拂つて間もなく食糧に窮するものや、或は又米を作つても少しでも多くの金に代へる必要上、喰ひたい米を賣つて麥、雜穀、甘藷等を食糧とする農家等が少なからず存在し、或は米は倉庫に

腐つてゐても購入する金を持たないものがあるとしても、これに對し直ちに讓渡することは出來ず代價を以てせざれば購入するを得ざるのが經濟政策の原則である。それ故安價に供給するとか無代で給與するといふ問題は社會問題として扱ふべきであつて、米穀政策とか商工政策とかにては解決の出來ない問題である。故に米穀問題を扱ふ場合はかゝることを混同しないやう注意しなければ無益の論争を誘發する。こゝに於て農業問題を扱ふに最も重要なことは農家の經濟生活に對する正しき認識であることを指摘する。

(二) 複雑なる小農の經濟生活

農家の生活は原始的の自給經濟と資本主義的交換經濟の二つの内容をもつたものである。而して自給經濟と貨幣經濟の關係は、地理的に制約せられた農業組織例へば穀作を主とするか養蠶養畜を主とするかにより、或は資本所得其の他經濟上の地位等により可なり大きな差異あれど、平均して全生活の四割二、三分は農家の自給經濟部分である。農林省農家經濟調査昭和五年の調査資料により、全國平均自作別の一ヶ年生活費並自給經濟に屬する部分と貨幣經濟に屬する部分とを區別すれば次の如くである。

農家の生活費の内容

自作者	總生活費	自給原料評價	現金支出額
自作兼小作者	七九・六三	三三・三五(四三・八)	四三・三六(五六・二)
小作者	六六・八二	三〇・五八(四五・九)	三六・二三(五四・九)
平均	六四・四	三三・一〇(四二・五)	四一・三〇(五七・五)

備考 建物等の減價格は現金支出に計算

(イ) 原始的自給經濟の特徴

自給生活に屬する部分は自家の生活に必要なものを自己の農場にて生産し消費する自給自足の生活であるから、價格の騰落の問題もなく、經濟界の消長關係も景氣變動の影響もない。即ち好景氣も不景氣もない各村各戸の孤立生活である。

併し生産が分業となり商工業が發達し交換經濟の生活となつては、農家の自給經濟にも一定の限界を生じ、それ以上には自給を進めることは出來ない。農村更生對策として自給經濟の充實擴張は重要な一部門には相違ないが、養蠶地帯、其の他特殊の農業經營地方に於ける自給經濟を閑却した部分の回復若くは、濁酒の製造又は煙草の自家用等の許されない限り自給經濟擴張の餘地は最早や存在しないであらう。

即ち現在の自給經濟部なる全經濟の四割二、三分は農家の生活安定の本據である。

夫れ故米穀專賣論中には産米全部を專賣としなければ徹底しないといふ論者もあれど、産米全部の專賣は小農の生活の安全地帯迄も奪ひ去らんとするものである。

(ロ) 小農の本質と交換経済

半面は資本主義的経済圏外に於て原始的自給経済を営み、他の半面は資本主義的経済機構内にて都市民と同一様式、同一法則に支配せらるゝ貨幣経済即ち交換経済生活を営んでゐるのが小農の生活内容である。

元來交換経済は小農の本質には調和し難い経済ではあるが、現實の問題としては農家が交換経済機構外に立つことは出来ない。

交換経済は個々の構成分子相互間の関係が有機的に結成された制度であるから、経済政策及農業政策によつて小農の本質的缺陷を補足するならば、交換経済と調和のとれないこともないだらう。それには交換経済部に於ける商品農産物の生産条件をして農家が獨り犠牲的立場に置かるゝことにならないやう、即ち生産経済に於て是非とも必要な現金的支出に相當する現金的所得の得らるゝ生産条件を有することが最大の要件である。近年の如く農家の生産物の販賣價格と農家の購入する物品の價格との関係のやうな状態が永く繼續したならば、農家の交換経済は眞實行詰るの外なく、此處には国防よりも外交よりも更に重大なる問題が伏在する。

五 商品となる米穀

統計にて扱ふ米穀は全産米と輸移入米の總額であるが、米穀政策の對象となる米穀はそれより農家及地主の自家用を除いた殘額即ち商品として扱はるゝ米穀である。

次の推定を以て商品とならない眞の自家用米と看做し得べきものを算出すれば、

- 一、養蠶家の一割(二〇六、四六三戸)が食料米全部を購入するとし
- 一、兼業農家の半數(七六二、二〇〇戸)が食料米全部を購入するとし
- 一、農家一戸當平均人口を五人五分とし(全國平均五人三分弱)
- 一、全食料の二五%内外は麥、雜穀、甘藷、馬鈴薯其他が使用せらるるが、これは大部分が農家にて米と混食されるとし

一、全國平均一人當米消費量は一石八升九合(昭和三年より同七年までの五ヶ年平均)であるが、農家は麥類、雜穀、甘藷等を相當用ゆるが故に、米の消費量は全國平均の八〇%即ち一人當米消費量八斗七升一合(平均一戸十二俵)とし

一、五十町歩以上の地主は農家戸數中に計上せられてゐないものと看做し、其の戸數四千二百戸を農家戸數に加算し

即ち農家戸數五、六三二、五五四戸より、兼業農家の半數七六二、二〇〇戸及養蠶家戸數の一割(消費米全部を購入すると見做すもの)二〇六、四六三戸の合計を控除し、これに四、二〇〇戸の地主を加へたる四、六六八、〇九一戸は食料米を購入せざるものとし、平均一戸四石八斗を消費するとせば、二千二百四

十萬六百八十三石、即ち最近五ヶ年平均産米六〇、四六七、二〇八石の三五・四％に相當す。

三六

## 六 米穀政策の發展道程

### (一) 古來の米穀政策

瑞穂の國の米穀政策の歴史は遠く上古の備荒貯蓄に起源する。垂仁天皇の朝、大和の來目の邑に屯倉を設けられたのが米穀政策の濫觴であらう。其の後天武天皇大寶二年に完成した大寶令中に義倉の名稱にて備荒貯蓄の施設がある。現在は財團法人組織として一種の金融機關となつてゐる。廣島縣深安郡深澤村の義倉(寛政八年設立)の如きはその系統である。

夫れより五十七年を経た淳仁天皇天平寶字四年に常平倉が創設された。この常平倉は豊年にて米價低落の際に買入れ、凶作にて米價暴騰の時廉價を以て賣出す制度にて備荒貯蓄より米價調節に進出した制度である。現今の米穀法や米穀統制法は常平倉制から案出された米穀政策である。

併し當時は飢饉対策が主要であつたのであらう。桓武天皇延暦十四年に郷倉制度が創設された。郷倉制度も義倉同様饑饉に備へる貯穀制度であるが、義倉は富者の義心に訴へることを根本精神とし、郷倉は國家の保護獎勵の下に郷毎に設置せしむる備荒制度と観ることが出来る。近年有名となつた青森縣北津輕郡七和村の郷倉、其の他東北地方滋賀縣などに多く殘存せる郷倉はこの系統のものであらう。昨年より開始された粃貯藏の如きは郷倉制に近き施設である。古來交通の開けない國民生活の單純な時代の

米穀政策は饑饉に備へる備荒貯蓄を主とした施設にて事足つたものであらうが、太平打續き、徳川幕府中世以後に至り、米穀政策が非常に重大となり困難となつたやうである。即ち徳川幕府時代にありては知行並納税は米穀に依れるを以て經濟界は殆んど米穀が主たる要素であつた。夫れ故豊凶共に國家及社會に重大なる影響を與へ、其の結果、幕府の手に依り、知行生活者に對し一種の低利資金の融通並過剩米の強制買上制度の如きを行はしむるに至つた。

### (二) 米穀法の制定及動機

米穀法は大正三年以來の米價低落に伴ふ同七年の米騒動、同九年の米投賣防止運動等米穀低落対策樹立の必要なる事態の發生に鑑み、次ぎに示す如き經過を経て大正十年四月一日より施行された。我國の米穀政策は、此時から自由主義より統制主義に轉向したのである。

#### イ 米價調節調査委員會の設置

明治十一年六月昔時の制度に倣ひ常平局を設け、資金三百萬圓を以て年々米五十萬石乃至百萬石を限りとし、米價低き時に買上げ、騰貴の際賣出して米價の調節を圖つたが明治十五年十一月廢止された。

然るに大正三年末から同四年に入り、米價低落対策につきやかましくなり、政府(大隈内閣、農商務大臣河野廣中)は米價調節調査委員會を設置し、次の議案を提出し審議せしめた。

三七



## 諮問事項

三八

米價を常時調節するには如何なる方法を採用すべきか

## 參 考 案

### (一) 常平倉庫

- 第一、米穀貯藏の制度を採ること
  - 一、米價（東京正米市場に於ける中米相場以下同じ）一石十四圓（假定）を下るときは政府は米を買入れ十八圓（假定）を越ゆる時は之を賣出す其の價格に付いては時價を參酌す
  - 二、政府は約二百萬石の收容力を有する國立倉庫を設置し米穀を貯藏す
  - 三、前項の數量以上に買入れたる米は倉庫を借入れて之を收容す
  - 第二、外國米の專賣をなすこと
  - 第三、米價十八圓（假定）を越ゆるときは政府は米の所有者に命じて政府、地方團體、産業組合等に米を讓渡せしむることあるべく其の價格は時價を參酌して政府之を定む
- 備 考
- 一、本案に於ては政府自ら本事業をなすこと、せしも政府監督の下に地方團體、地主組合、特殊會社等をして之を行はしむるも一案なり

### (二) 米倉證券案

- 第一、米倉證券發行の制度を採ること
- 一、政府は指定倉庫の保管米に對して物權的效力を有する米倉證券を發行す、米倉證券に付ては利子の支拂資金の融通、通貨との引換等の方法に依り證券（東京正米市場に於ける中米に對する證券）の時價一石に付き十四圓（假定）を下ることなからしむ
- 二、米價（東京正米市場に於ける中米相場以下同じ）一石十四圓（假定）を下るときは政府は指定倉庫の發行したる證券と米倉證券との交換の請求に應ず
- 三、米價十六圓（假定）以上の場合に非ざれば米倉證券の所持人は米の交付を請求することを得ず
- 四、米價十八圓（假定）を越ゆるときは米倉證券の所持人は米の交付を請求することを要す若し一定の期間内に其の請求を爲さざる時は政府は一石十八圓（假定）にて之を買取ることあるべし
- 五、米倉證券に對して交付すべき米は其の證券記載の品位に相當するものとす
- 第二、外國米の專賣を爲すこと
- 第三、米價十八圓（假定）を越ゆるときは政府は米の所有者に命じて政府、地方團體、産業組合等に米を讓渡せしむることあるべく其の價格は時價を參酌して政府之を定むること

備 考

三九

- 一、本案に於ては政府自ら本事業を爲すこと、せしも政府監督の下に特殊會社等をして之を行はしむるも一案なり
- 二、本案に於ては廣く指定倉庫の保管米に對して米倉證券を發行すること、せしも國立倉庫に米を貯藏し之に對する米倉證券を發行するか又は指定倉庫國立倉庫併用の制度を採るも一案なり

### (三) 低利資金案

- 第一、低利資金貸付の制度を採ること
  - 一、米價（東京正米市場に於ける中米相場、以下同じ）一石十四圓（假定）を下る時は政府は指定倉庫の保管米に對し一石十四圓の低利資金を貸付す
  - 二、低利資金の貸付を受けたるものは米價がその借入當時より二圓（假定）以上高價と爲るに非ざれば米を出庫することを得ず
  - 三、米價一石十八圓（假定）を超ゆるときは債務者は借入金を返還することを要す若し指定期間内に返還を爲さざるときは政府一石十八圓（假定）にて擔保米を辨済に充當することあるべし
  - 第二、外國米の專賣を爲すこと
  - 第三、米價十八圓（假定）を超ゆる時は政府は米の所有者に命じて政府、地方團體、産業組合等に米を讓渡せしむることあるべく其の價格は時價を參酌して政府之を定むること
- 備考  
 本案に於ては政府自ら本業を爲すこととせしも政府監督の下に特殊會社等をして之を行はしむるも

一案なり

### (四) 米價補給案

- 第一、米價補給の制度を採ること
  - 一、米價（東京正米市場に於ける中米相場、以下同じ）一石十四圓（假定）を下るときは指定倉庫に米を寄託せるものに對し政府は米價補給契約をなすことを得
  - 米價補給契約期間は次の十月末限とす
  - 二、十月中の平均米價が左に掲ぐる金額に達せざるときは政府は十月末現在の補給契約米に對し其の不足額を補給す
- |                    |          |
|--------------------|----------|
| 前年十月中に契約したる分に對しては  | 一石十五圓二十錢 |
| 前年十一月中に契約したる分に對しては | 一石十五圓十錢  |
| 前年十二月中に契約したる分に對しては | 一石十五圓    |
| 一月中に契約したる分に對しては    | 一石十四圓九十錢 |
| 二月中に契約したる分に對しては    | 一石十四圓八十錢 |
| 三月中に契約したる分に對しては    | 一石十四圓七十錢 |
| 四月中に契約したる分に對しては    | 一石十四圓六十錢 |
| 五月中に契約したる分に對しては    | 一石十四圓五十錢 |
| 六月中に契約したる分に對しては    | 一石十四圓四十錢 |

七月中に契約したる分に對しては

一石十四圓三十錢

八月中に契約したる分に對しては

一石十四圓二十錢

九月中に契約したる分に對しては

一石十四圓十錢

三、補給契約をなしたる者は隨時補給契約を解除することを得

四、米價十六圓(假定)を越ゆるときは政府は補給契約を解除することあるべし

五、契約期間満了又は契約解除の場合に於て米價が相當なるときは其の價格に應じ一定の料金を政府に納入せしむ

第二、外國米の專賣をなすこと

第三、米價十八圓(假定)を越ゆる時は政府は米の所有者に命じて政府、地方團體、産業組合等に米を譲渡せしむることあるべく其の價格は時價を參酌して政府之を定むること

備考

本案に於ては政府自ら本事業を爲すこと、せしも政府監督の下に特殊會社をして之を行はしむるも一案なり

委員會は審議討究を重ね大正五年九月十四日次の如き決議答申をなした。

答 申 書

一、低利資金を融通すること

第一、米價調節上必要と認むるときは政府は相當の石數を限り低利資金を融通すること

第二、低利資金融通の爲相當の資金を備へ特別會計を設けること前項の資金以上に必要あるときは預金部より借入れ又は融通證券を發行すること

第三、貸付方法

(一)貸付は日本勸業銀行をして之に當らしむること

(二)日本勸業銀行は米を擔保として貸付を爲すこと貸付限度は普通貸付の標準に依ること

(三)貸付金の利率は年七分以内とし政府より日本勸業銀行に融通する場合の利率は年五分以内なる

こと

第四、償還方法

(一)貸付金は毎年八月、九月及十月の三ヶ月に償還せしむること但し期限前と雖も償還することを妨げざること又期限に至るも米價調節上必要と認むるときは其の償還を延期することを得ること

(二)米價調節上必要と認むるときは貸付金は期限前と雖も償還せしむること

一、關稅制度に改正を加ふること

第一、關稅定率法第六條を改正し必要ある場合に於ては勅令を以て米及粃每百斤に付最高二圓五十錢(一石に付六圓二十五錢)最低無稅の範圍内に於て其の輸入稅を變更し得ることに改むること

第二、朝鮮に輸入する外國米にも成るべく國定稅率を適用する様に改むること

### 三、米の輸出を奨励すること

米價著しく低落するときは政府は左の方法により米の輸出を奨励すること

- (一) 補助航海に従事する會社に對し補助の條件として輸出米の運賃を割引せしむること
- (二) 輸出米發送地より輸出港に至る鐵道運賃を輕減すること
- (三) 爲替及販路に關し當業者に便宜を與ふること

### 四、農業倉庫の設置を奨励する事

第一、農業倉庫の發達を期する爲今後一層農業倉庫に關する智識の普及を圖るの外左の方法を採ること

- (一) 農業倉庫の建設費に對し補助を與ふること
- (二) 農業倉庫業には所得稅、營業稅及農業倉庫證券に關する印紙稅を免除すること
- (三) 農業倉庫に對し低利の資金を融通すること
- (四) 農業倉庫に對し府縣は罹災救助基金より貸出の便宜を圖ること
- (五) 農業倉庫の敷地に對し便宜を與ふること
- (六) 農業倉庫事業を經營する産業組合は組合員外の所有に屬する米穀を保管するを得ることとする

第二、前項の特典を受くる倉庫は左の條件を具備するものなること

- (一) 公共團體、農會、産業組合又は公益法人の經營に係るものなること
- (二) 倉庫に保管すべき農産物は左に掲ぐるものなること
  - (イ) 其の物の生産者が現に所有するもの
  - (ロ) 土地所有者が小作料として受取りたるものにして現に其の土地所有者の所有するもの
  - (ハ) 他の農業倉庫より保管を委託せられたるもの
  - (ニ) 命令を以て定むるもの

農業倉庫に於て一旦保管したるものは(イ)乃至(ニ)の條件に該當せざるに至りたる場合と雖も一定の期間を限り尙其の保管を繼續することを得ること

(三) 受寄物の種類及品位の同じきものについては業務規定の定むる所に依り混合保管を爲すことを原則とすること

(四) 受寄物に對し農業倉庫證券を發行すること

(五) 保管料其他寄託者より徴收する手数料は成るべく低くし特別の者に對しては之を減免すること

第三、農業倉庫は寄託者の請求に依り受寄物に對し左の事業を爲すことを得ること

- (一) 調製、改装又は荷造
- (二) 販賣又は運送の斡旋

### 五、正米市場を整備すること

第一、米の現物取引を爲さしむる爲正米市場を設置せしめ主務官廳の監督の下に正米の公定相場を作  
成せしむること正米市場は營利行爲を爲すことを得ざること

第二、組織

- (一) 正米市場は會員組織とし米の販賣を業とするものを以て其の會員と爲すこと
- (二) 正米市場に於ては會員又は特に市場の許可を受けたるものに非ざれば賣方と爲ることを得ざること又買方と爲る者は延取引に付ては會員に限り現物取引に付ては制限を爲すことを得ざること

第三、賣買方法

- (一) 賣買取引は見本賣買に依ること、し現物取引及五十日以内の延取引に限ること
- (二) 解約、預合又は差金受授の目的を以て賣買取引を爲すことを禁ずること
- (三) 格付賣買、單位賣買等定期取引と類似の取引を爲すことを禁ずること

六、田租納期の繰下を爲す事

地租條例を改正し田租納期を左の如く改むること

第一期	其年二月一日ヨリ 同 二月末日限リ	地租額四分ノ一
第二期	其年三月一日ヨリ 同 三月卅一日限リ	地租額四分ノ一
第三期	其年五月一日ヨリ 同 五月卅一日限リ	地租額四分ノ一
第四期	其年七月一日ヨリ 同 七月卅一日限リ	地租額四分ノ一

七、米の加工及利用方法の研究を爲す事

米及其の代用物は加工又は利用方法の如何により其の需給を増加し以て米價調節に資することを得べし然るに從來此の方面の調査未だ充分ならざるものあるが故に其の調査研究を行ひ以て其の用途の擴張を圖ること

八、米作に關する統計を改良する事

將來特別の經費と特別の方法とを以て一層米作に關する統計の精確を圖り且豫想發表の方法を改良すること

以上

ロ 帝國農會の決議

大正八年より同九年の四月頃までは五十圓内外を保たれてゐた米價が、五、六月より低下に向ひ、同年十一月八日第二回米作豫想内地一割七分増、朝鮮一割八分増(平年に比し)の發表せらるゝや急轉直下に於て大暴落を來し、同月末には二十六圓臺に低落し農村が騒ぎ出した。

同年十一月富山縣農會主催にて北陸四縣聯合會を開き米價對策を決議し、更に十二月八日兵庫縣農會に於て關西四國九州の二府二十二縣農會聯合協議會を開き、其の決議に基き十二月十二、三兩日帝國農

會に於て道府縣農會代表者協議會を開催し次の事項を決議した。

### 協議事項

現時の米價の著しき下落を防止する適當の方法如何

### 決議

#### 一、自衛策

- 一、各府縣は此際一齊に投賣防止を實行すること其の開始は來る二十五日迄とす
- 二、價格は三十五圓を最低度とすること
- 三、目的の價格に達したるときは平均賣を勵行すること
- 四、此の目的を達するため産業組合、府縣農工銀行、農業倉庫等と協商して金融の便を講ずること
- 五、本目的を達するに遺憾なからしむるため各府縣に於て最善の方法により強固なる農民の結束をな

さしむること

#### 付帶決議

- 一、期間内に實行せざる府縣に對しては帝國農會より督勵委員を派遣し之が實行に努むること
- 二、各府縣は其の府縣内の事情を帝國農會に速報し帝國農會は之を蒐集し且本問題に關する必要なる事項を網羅して日報を發行し各府縣及郡市農會に通報すること。

#### 二、政府に要望する對策其他

##### (1) 應急策

- 一、政府に米の買上げを實行せしむること但し農家庭先相場最低價格を一石三十五圓とし數量は三百萬石以上たること
- 二、外國米の輸入を極度に制限すること
- 三、低利資金を融通せしむること

##### (2) 恒久對策

- 一、農業倉庫の普及を圖ること
- 二、常平倉庫の設置を促がすこと
- 三、米麥生産統計を正確ならしむる方法を講ずること

##### (三) 米穀法の改正並効果

多大の期待を以て施行された米穀法も豫期の如き効果を發揮することが出来なかつた。

第一政府當局の豫期に反したことが二つある。一つは米穀の騰落は需給の不均衡より來るのであるから、需給狀態に注意し需給の増減を目標としてその調節を圖れば價格の調節が行へるとの豫期が實情と

違つたこと、今一つは常平倉の精神にて安價な時に買ひ高價の時に賣る制度であるから、國庫の支辨を要する經費は左程多額にはならぬだらうとの豫期が實情と違つたことである。

長年月を大觀すれば量の増減が價格を騰落せしめるのであるが、現今の市場米價は量に對しては豫想や假需要により騰落する。豊作だと見込めば八、九月の天災期にても米價は下落する。即ち價格の騰落は供給實情の先廻りをし、豊作の實證されるのは全收納を終つた翌年の二月頃である。故に量を目標として價格調節を行ふ米穀法の建前の如き早稻米の販賣より收穫當時の小農の販賣時期に米價が如何に低落しても、翌年二月の實收調査を終り供給の過不足を數字的に確めた上でなければ買上げの發動が出来ない政策は實用をなさないことが判り、大正十四年第四十六帝國議會に於て、米穀法第一條第二條及第四條の「米穀需給」の下に「及價格」を加へることに改正され、價格をも目標として調節を行ふことになつた。

米穀需給調節特別會計法の形式は安く買つて高く賣り其の益金を收入するやうなことにはなつてはゐないが、社會政策的性質をもつ米穀政策が役人の俸給旅費も倉庫の建設費も貯藏米穀の損害も總て利子のついた資金で支辨し、國庫の經常費より支出しないと云ふ會計法は儲けて支辨するといふ豫期がなくは考へられない案である。

然るに米穀法定當時は相當の成績を示し、左記の如く昭和二年十一月の買上までは毎回豫定の石數に達しない内に市價が騰貴して買上げが不可能となつた。

年 次	買上豫定數量	買上數量
大正十一年五月	一、〇〇〇、〇〇〇	三五八、一八〇
十二年二月	一、〇〇〇、〇〇〇	二二一、八五五
十二年十月	三〇〇、〇〇〇	九九、三八四
十二年十一月	二〇〇、〇〇〇	實行せず
十四年十二月	三九〇、〇〇〇	四〇七、三六〇
昭和二年九月	一、〇〇〇、〇〇〇	二一五、九六五
二年十一月	五〇〇、〇〇〇	五一四、一九六
二年十二月	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇二一、〇四六

備考 買換へのための買上げは略す。

米穀法の發動がいつも如上の作用を發揮するならば米價の維持に相當の効果を奏するのであるが、第六回以後の買上げは單に買上米のみが政府の決定した(時價を標準とした)價格に販賣されるだけにて市價は追従しないやうになつた。かくては政策の効果は一局部に限られ全體の米價維持の作用は有るか無いか判断の出來難き状態となり、他面には買上げに漏れた申込米の投賣的處置により買倒し作用を誘致し、市場米價を悪化せしむるやうな副作用を生じた。

かく買上げの効果の薄くなつたのは需給状態が供給不足より供給過剩に轉向しつゝある時期であつたから、五十萬石や百萬石を買上げても米價低落を阻止することの出來ない需給状態にあつたからであら

う。こゝに於て米穀法の改正要求が痛烈となつた。

#### (四) 率勢米價の特徴と効果

昭和四年政府(濱口内閣)に於ても第五十六議會決議の主旨(米穀政策に關する重要事項審議のため一大調査會設置要望)に基き、米穀調査會(五月二十一日勅令第二百二十七號を以て官制公布)を設置し、同年六月十三、四日第一回調査委員會を開き、左の諮問を提出した。

#### 諮問第一號

米穀の需給及價格の調節に關し執るべき方策如何。

#### 説明

米穀の需給及價格の調節に關しては大正十年四月以來米穀法を施行し爾來同法の運用により極力之が需給の圓滑を圖り價格を安定せしむることに努めたるの結果既に相當の効果を擧げ得たるも、我國の米穀事情は今や米穀法制定當時とは著しく其の趣きを異にし、殊に人口の増加、朝鮮臺灣米の生産狀況等に於て其の變化の顯著なるものあり、之が爲今後に於ける米穀の調節政策は内地及朝鮮、臺灣を通じて之を考慮するを緊要なりとするに至れり。次に外國米に關しても米穀法施行後其の事情の變遷を來し現行米穀法の範圍内に於ては之が統制上遺憾の點尠からず。又米穀需給調節資金の制度に付ては第五十六帝國議會に於て借入金の限度を七千萬圓擴張せられたるも、右は臨時の應急的施設に止

まるを以て損失金補填の問題と共に更に根本的に攻究するの必要に迫られつゝあり。以上は本調査會に於て特に論議を要すべき重要な事項を擧げたるものにして米穀の調節に關しては尙調査攻究すべき事項尠からず。之を要するに我國今後に於ける米穀の需給及價格の調節に關しては以上各般の米穀事情に關する調査を遂げ、更に根本的に之が對策を確立するの寔に緊要なるものありと認めらるゝが故に、茲に本案を提出し之に對する意見を求むる次第なり。

右は直ちに特別委員會に移し、以來十數回の特別委員會、小委員會及委員會を開き審議の結果左の決議を答申した。

一、米價基準を設定するは緊要なりと認め仍て政府は速かに米穀法の發動に必要な米價の最高最低基準を調査決定すべし

#### 説明

米穀法の運用に當り據るべき米價の最高、最低基準を設くることは米穀法の發動を公正ならしめ運用に遺憾なからしむる上に於て極めて緊要なりと認め  
本會に於ては物價指數に基く案、生産費及家計費に基く案、物價指數に米價の趨勢を加味する案等の提出を見たるも各種の事情につき尙十分の調査を遂ぐるの必要あり。仍て政府に於て速に成案を得る様努むべし(米穀調査會答申の一項)

右に對し政府より農務局案として提出したのが、率勢米價案である。即ち率勢米價といふ中心的基準價格を設け、その上値二割、下値二割といふ所に目標を置き、上値の方は消費者の或階級の生計費を、



下値の方は米の生産費を見合せて決定しようといふ案である。

率勢米價案は米穀調査委員會の決議となり、政府は第五十九帝國議會の協賛を得、昭和六年七月一日より施行された。

率勢米價案は理論としては從來の米穀法に比し遙かに進歩したものであつた。從來の米穀法には基準米價がなかつた。米價が高過ぎるとか安過ぎるとかいつても何を基準としていつてゐるかが不明であつたが率勢米價はこれを決定したのである。而して率勢米價自身は高過ぎもせず安過ぎもせず中正中庸を得た米價といふ經濟學上の正常價格と同意義のものであり、買上價格決定要素中に生産費を加へたことは米穀政策の一大進歩である。然るに率勢米價の上下二割で下は生産費を、上は生計費を加味して決定する規定に改正され、理論としては政策の發動が合理的となつたやうに考へられたが、實際に於ては資金關係上時價で賣買するにあらざれば實行されないことになり、時價に合致せしむる基準價格を算出するやうなことになる、施行一年にして米穀統制法に改正された。

## 七 米穀統制法批判

### (一) 統制法の理論根據

統制法の要點は「最高最低價格を公定し國力を以て之を維持する」ことである。事務的には豫算の許す範圍に於てあるが、法律的には公定價格の維持に對して無限責任である。

米穀政策には種々の目的が包含せらるゝが、主なる目的は米價の暴騰暴落を防止し可及的適正なる價格を保たしめ需給を圓滑ならしむることである。統制法は以上の目的に對し如何なる理想、如何なる理論的根據に立脚せるかにつき検討を要する。

最低最高價格を公定し國力を以てこれを嚴守するは相當強力なる統制である。併し最低最高價格の間は如何に高低騰落があつても政府は干渉しないのであるから、そこには自由が與へられてある。即ち統制法は自由と統制の併用を理想とし、これを適正なる米穀政策なりとしたる處に理論的根據がある。而して何故自由と統制の併用を理想とするかの問題が米穀政策に關する議論の岐るゝ所にて、絶對的自由放任を理想とするものは統制法を不合理として撤廢を主張し、絶對的統制を理想とするものは統制法を不徹底として專賣を主張する。而して中庸を理想とするものは統制法の如き相當なる統制の下に自治的活動の餘地の與へられたる政策を希望する。

農家が統制法の主旨を理解しなかつたことや積年の經濟窮乏の結果等のため食料までも賣つて一時の融通に供したる小農が、食料米の購入を要する時期には地方に賣米が少くなり、價格が漸次騰貴し來つたので所謂ありがすれ問題が生じ、これを以て統制法の缺陷が論ぜられてゐるが、ありがすれ問題は統制法の副産物に非ず又特殊に發生した現象でもない。米を多く作らない農家や統計には農家の部類に計算されてゐても事實は農業を副業に營む農業者や貧農が飯米を一時の融通に供するもの等が二、三月頃から米を購入するものゝあるは農村の普通事である。

米穀政策を以て社會政策と觀るならば米を生産するものが安く賣つて高く買はねばならぬ様な境涯に立ち至らしむるのは不都合だといふ議論もなし得るだらうか、米穀政策は社會政策ではないから小農が賣る時は米價を高くつり上げ買ふ時は安く低下せしむるといつたやうなことをなし得る政策ではない。豊作であり農家が賣り過ぎるほど賣つて來ても最低價格を維持し、米の購入を要する農家が米價の低落を希望しても市場米價が低下しない状態にあらしむることは統制法の功績であつて缺陷曝露ではない。

### (二) 統制法の缺陷

米制法の缺陷は内外地を包容しないところにある。併し内外地の産米全部を一括統制の下に包容してもそれだけでは統制法の缺陷は除却されない。

統制法の難點は内外地の全産米が近年過剰生産状態にあるが、若しこれが繼續的に或期間の情勢であるならば如何にして最低價格を維持するかの問題である。

内地外地の全産米が或年は生産過剰となり、或年は生産不足となり、平均すれば過不足相補ふ状態であれば統制法は左程多額の國庫の損失なくして威力を維持し得るであらうが、最低價格の保證により生産増殖を刺戟し促進するときは最低價格の維持は不可能とならざるを得ない。

元來最低價格の維持は或期間の平均状態に於て自然的生産消費の均衡を條件としたものである。需要

なきものゝ生産に對してまで生産費を基礎とした最低價格を保證するが如きは經濟政策として行ひ得るものではない。

現行統制法に於ては内地の生産費により算定せられた最低價格を以て外地米の價格を保證するやうな結果となり、朝鮮臺灣の米作は内地の米作に比し遙かに有利となり生産増殖の刺戟が一層多大となつた。

この問題が米穀政策の最大難點であるが、統制法がこれに觸れてゐないことが缺陷である。

### (三) 統制法の論點

統制法には前項の如き缺陷の外に内容にも種々の議論がある。即ち最高最低の政策的限界價格につき米價の騰落を可及的縮小するを理想とする議論と騰落の値幅は餘り縮小しないことを理想とする議論とがある。値幅の縮小は最低價格を引上げ最高價格を引下げることであるから米穀政策の理想には近づく方法ではあるが財政上の負擔が増加し實行が困難となる。尤も統制法の最高最低價格は政治的價格であるから、國庫負擔の能否の問題の如きも政治的情勢により伸縮がある。

最低價格を構成する生産費に關しては純然たる經濟問題として多くの議論が存在する。

資本主義には自由放任が原理であるにしても非資本主義的小農を資本主義世界の自由の下に放任せば資本主義繁榮の犠牲となるばかりにて彼等の幸福をもたらさない。

さりとして資本主義機構の交換経済内に於て獨り米穀のみ專賣の如き國家管制の下に置くやうな不調和な跛足政策が果して實行性を有するや否やが大なる疑問であり、のみならず假に實行するとしても適正なる價格の研究も出來て居らずのはづれの農村論の多き現在の事情にては、政治的にも經濟的にも微力なる農家が現在以上に有利となるやうな條件の專賣が行はるゝや否やはより以上に大なる疑問である。然るに統制法は平均的生産費を基準とした最低價格を公定し、こゝにて米價の低落を防止し、家計費を基礎として最高價格を公定し、こゝにて米價の騰貴を抑制し、その中間は自然に任じて干渉しない政策であるから、豊凶その他により支障を生ずることなくして實行せらるゝならば自由と統制の調和された理想に庶き米穀政策である。

## 八 米穀統制法の完成

### (一) 米穀統制法の改正

米穀統制法に對し次の如き改正行はる。

#### 臨時米穀移入調節法

第一條 政府は朝鮮米及臺灣米の内地移入數量を調節する爲本法に依り昭和十年三月三十一日迄朝鮮米及臺灣米の買入を行ふことを得

第二條 前條の規定に依り買入るゝ米穀の價格は勅令の定むる一定價格以内に於て時價に準據して之

を定む

第三條 政府は勅令の定むる所に依り第一條の規定に依り買入れたる米穀の賣渡、貯藏及加工を爲すことを得

第四條 前條の規定に依る賣渡の價格は時價に準據して之を定む

第五條 本法に依る朝鮮米及臺灣米の買入、賣渡、貯藏又は加工に關する一切の歳出は米穀需給調節特別會計に屬せしむ

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

上述の如く外地米移入統制は米穀政策の根本問題であるから、この問題の解決せざる限り米穀政策の安定は期せられない。故に第六十五議會に於ては政府も議會も其の解決に努力したのであるが、朝鮮臺灣との意見の一致を見ることが出來ずして前記の如き臨時的處置をとりたるものなるが、これを以てしても尙米穀統制法は未完成である。従つて外地米移入統制を初め研究を要することが次の如く多々ある。

#### (イ) 最高價格の拘束緩和

現在の統制法は政府が公定價格で買上げたものは同米穀年度内に於ては最高價格以下の價格で賣出すことは出來ないのであるが、この最高價格の拘束に關しては或程度の緩和規定が必要である。

理論的には最高最低價格が消費者と生産者の保護の限界線であるから、最高價格以下の價格で賣出すことは最高價格をそれだけ低下することになり不公平な扱ひ方となる譯であるが、併し最高最低價格は

前年度の經濟事情の相當織込まれたる當年の米穀生産事情並生計事情により決定せらるゝのであるが、下半年(米穀年度の)の米價は次年度供給となる作柄の豊凶即ち次の米穀年度の需給豫想が大なる要件となつて騰落するのであるから、例へば昭和九年の如く政府の所有米は處分に窮するほど多量に貯藏してゐても米作が稀有の凶作と豫想されるれば、ために凶作相場(米穀政策のない自然の場合とは異なる)の出現するが如き特殊の場合には應急處置として最高價格の拘束を緩和することは必要であらう。

昭和九年中には米穀對策調査會に幹事案として次の如き米穀統制法改正案が提出された。

米穀統制法改正案要綱

- 一、最低價格は毎年十一月より翌年四月末日に至る迄金利及保管料を加算し各月別に之を定め五月より十月末日迄は四月の價格に依ること
- 二、政府は米價が最低價格と最高價格との平均價格以上に在る場合に於て米穀の配給上特に必要ありと認むるときは市價に悪影響を及ぼさざるものと認むる場合に限り政府所有米穀總數量より最高價格を維持する爲必要な數量を控除したる數量の範圍内に於て道府縣に對し米穀の賣渡を爲すことを得ること
- 三、小麥及小麥粉の輸入制限及關稅の増減免除の途を設くること

右の内第二項が最高價格の拘束緩和に該當する案である。

最高價格以下の價格にて賣出すことは之を濫用すれば最高價格を低下することになり統制法の根本方針の變更となるが、前記の如き條件であれば統制法完成上必要な補足であらう。

(ロ) 年度内に於ける最低價格の改正

一米穀年度を通じ政府の買上げる公定價格が同一であれば米穀が騰貴する見込の少ない年柄などは多くの小農は早く政府へ賣込むが安全だといふやうな考へを起し、年度初めに賣米殺倒し事務は混雜し一時に多額の資金を要し賣過を誘致する等種々の不都合を生ずるからこれを救済する補足的改正が必要である。前項米穀統制法改正案要項第一は最低價格に關する改正にてこれ又必要な改正である。

帝國農會の米穀統制法に對する種々の希望事項中本問題に對しては年度初めに決定した最低價格に毎月金利保管料を加算したものを當月の最低價格とする案であるが、前記幹事案は四月までは毎月前記の如く改正し五月以後は四月の價格に依る案にて、雙方共に一得一失あれど根本精神は同一である。少くとも幹事案程度の改正は必要である。

(ハ) 最高最低の値幅

現在の最高最低の値幅は開きが大き過ぎるから可及的縮小するがよいといふ議論が可なり有力なやうである。併し最高最低の値幅を縮小するとせば例へば最低價格を一圓引上げ最高價格を一圓引下げるといつたやうな方法により行はなければならぬが、次の如き理由により最高最低價格算定條件の變更は困難であると思ふ。

- 一、値幅を縮小することは理想には近づくが自然には遠ざかる。自然に遠ざかるに従ひ無理が多くなり支障を生じ易い。

- 二、最高最低の算定條件を變更せんとするにはより以上に有力なる理由と算出條件を要するがそれは非常の難事である。
- 三、最低價格を引上げれば引上げるほど國家の負擔が増加し増産の戟刺が強大となり統制法破綻の因をなす。
- 四、生産費の高低は豊凶に支配されることが多大であるから最低價格は豊凶による移動性が大きい。然るに生計費は豊凶及米價の高低の如き増減變化はないから最高價格は最低價格の如く移動性は大きくないであらう。従つて豊年には最高最低の値幅が擴大され、凶年には最高最低の値幅が縮小される故に最高最低の値幅を縮小すれば凶年の年には一層兩者が接近し統制法の運用が困難となるであらう。

以上の如き理由もあり事情もあれば値幅縮小問題は尙研究を要する。

## (二) 外地米移入の統制

米穀政策は内外地産米統制の基礎の上に樹立するにあらざれば安定は期せられない。少なくとも外地米の移入調節を中心とした機構でなければならぬ。

外地米移入問題は事務的にも技術的にも殆んど研究も議論も盡き今や政治問題となつてゐるやうであるから結局は政治的に解決するの外はないのであらう。米穀對策調査會には幹事案として次の二案(農

## 林省案 拓務省案)が提出された。

### (一) 移入外地米穀統制案要綱 (農林省案)

- (一) 政府は米穀の數量又は市價を調節するため賣渡の申込に應じて毎年朝鮮米又は臺灣米の買入を爲すこと
- (二) (一)に依る買入價格は毎年朝鮮米又は臺灣に於ける中庸米穀生産費、物價其の他の經濟事情を參酌して之を決定すること
- (三) 朝鮮又は臺灣より内地への米穀の移入は總て政府に於て之を行ふこととし其の數量は毎年内地に於ける第二回豫想收穫高、十一月一日の米穀現在高及過去の消費狀況を參酌したる米穀消費見込高を基礎とし需給推算を行ひ當該米穀年度末の民間持越高が一定數量に達することを標準として之を決定すること
- (四) 内地に移入したる米穀の賣渡は内地に於ける米穀の出廻數量を月別平均的ならしむる様之を行ふこととし其の價格は内地米の時價、内地米との格差等を參酌して之を決定すること
- (五) 政府は(二)に依り買入れたる米穀にして内地に移入せらるゝ以外のものは之を次年度以後に持越し又は朝鮮、臺灣若は外國に於て賣却する方法に依り之を處分すること但し朝鮮及臺灣に於て賣却するは時價が(一)の買入價格より相當以上上廻る場合に限り且時價に依ること
- (六) 政府は毎年内地に於ける第二回豫想收穫高十一月一日の米穀現在高朝鮮及臺灣よりの米穀移入見込高並過去の消費狀況を參酌したる米穀消費見込高を基礎として米穀の需給推算を行ひ當該米穀年度末の民間持越高が一定數量に達せざる見込の場合に於ては(二)に依る買入は之を行はざることとし

朝鮮又は臺灣より内地への米穀の移入は之を自由とすること

(七) 本案の實施に關する一切の歳入歳出は米穀需給調節特別會計に屬せしむること

附記

本案の實施に伴ふ棉花、甘蔗等の代作獎勵に關し適當の方策を講ずること

(ロ) 米穀自治的統制案要綱 (拓務省案)

(一) 政府は朝鮮及臺灣に於て其の産米に付き中庸米穀生産費、物價其の他の經濟事情を參酌して定めたる價格(最低價格)を以て申込に應じ數量に制限なく買入を行ふものとす

(二) 政府は内地、朝鮮及臺灣を通じ一定區域(例へば内地に在りては市、町、村、朝鮮に在りては府、邑、面、臺灣に在りては市、街、庄)を單位として米穀統制組合の設立を命ずることを得

前項の統制組合は其の區域内に於ける米穀の生産者(地主其の他を含む)を以て之を組織せしむ

(三) 政府は米穀統制組合に對し一定數量の米穀の統制を命ずることを得

前項の統制數量は毎年内地、朝鮮及臺灣を通じ最終米穀豫想收穫高、十一月一日の米穀現在高及過去の消費狀況其の他の米穀事情を參酌したる米穀消費見込高及理想持越高を基礎とし米穀の需給推算を行ひ其の過剩數量の範圍内に於て之を定む

(四) 前號の統制數量は各統制組合區域内の米穀生産高及組合員の米穀販賣高に應じ之を割當つるものとす

前項に依り割當てられたる統制數量は當該組合の貯藏能力其の他の事情を參酌して之を割當貯藏せしめ其の殘餘は第一號に定めたる最低價格を以て其の申込に應じ政府に於て之を買上ぐるものとす

(五) 米穀統制組合は米價が最低價格より相當値上りしたる場合に非ざれば當該米穀年度内に於て其の貯藏米穀を解除することを得ざるものとす

(六) 政府は米穀統制組合の貯藏米穀に對し低利資金を融通すると共に運賃、金利、倉敷料、管理費及目減り、品傷、古米格補償並に倉庫建設費等必要なる助成金を交付するものとす

(七) 政府は米穀統制組合に對し米穀統制上必要な命令を爲すことを得

備考

米穀需給の現狀に鑑み當分の内新規なる耕地改良擴張に關する獎勵施設を停止すると共に米穀の海外輸出の獎勵、新規用途の開拓、消費の増進及代作の獎勵等に努むるものとす

(イ)の幹事提出案農林省案は朝鮮臺灣よりの移入米の國家管理案である。本案の如き移入管理の施行せらるゝ時は朝鮮臺灣の農家は如何なる影響を受けるかといへば、如何なる場合にても中庸米穀の生産費にて買上げて貰ふことが出来るのであるから現在の内地の農家と同様の安定は得られる。併し現在に於ける朝鮮臺灣の産米は内地よりは遙かに安價に生産し(多少運賃は高くなるも)内地の生産費によつて決定せられた價格にて販賣せらるゝのであるから、内地の農家に比し非常に有利となつて居る故に政府の移入管理が行はるれば内地の農家と同様となり、米穀政策により特に惠まれてゐた利益を失ふことになるから差別待遇の名によつて反對するであらう。けれども米穀政策を無難に繼續するには外地米の移入統制を行はなければならぬが、移入統制を行ふとすれば本案以上に有利な條件を與ふことは出来な

い。農業經營上より觀れば内地の米作と同様の保護を受ければ米作上何等の支障も迷惑もない譯である。

(ロ)の幹事提案案拓務省案は外形も内外地の區別のない組織として、内外地産米の統制を圖らうといふ案にて、其の機構は政友會の區制案別項に相似た案である。

内外地を通じ一定地區を設け各區に米穀統制組合を設立し、一箇年の米穀需給推算を行ひ過剰と算定せられたものを各統制組合區域内の米穀生産高、組合員の販賣高に應じ之を割當て貯藏せしめ、市場米價が最低價格より相當値上りのした場合にあらざれば賣却せしめないこととして先づ需給を調節し、他面には内地にありては現在の統制法により朝鮮臺灣にありては中庸の米穀生産費、物價其の他經濟事情を參酌して定めたる價格(統制法の最低價格)にて買上げ價格を調節する案である。

即ち内外地の産米を統制し需給及價格の調節を圖らうといふのであるから大局的には非難すべき制度ではないやうであるが、内容は内地産米は全體としては不足するにも拘らず、外地よりの移入のために地域的に過剰状態を呈し、結局内地産米を部分的に驅逐し外地米をして之に代はらしむることになる米穀政策であるから内地側に異議が起らう。尙本案は次の如き難問題が閑却されてゐるやうである。

- 一、自治的統制を根本精神とした組合制に於て販賣目的にて生産し賣らねばならぬ經濟状態になつてゐるものが、割當てられた數量を賣らずに貯藏するといふやうなことが出来るかどうか。一般農家にかゝる餘裕があるかどうか。
- 二、それに對し低利資金を融通して貯藏せしむるとしても賣却價格に近い程度の低利資金が萬遍なく供給せらるゝかどうか。

- 三、是非とも販賣したいといふものが割當貯藏米をも賣出すときは如何にして制止するか。
- 四、大消費都市を圍繞する區域は過剰米なく、都市に遠ざかれる區域のみに過剰米を生じ、貯藏の義務を負擔することになる。かゝる政策は實行されるものではないと思はれるが如何にして之を救済するか。

要するに内外地の農村事情が十分に研究されてゐない案である。

### (三) 自治的統制諸案

米穀對策調査會に提出せられたる自治的統制案次の如し。

#### (イ) 内地米穀自治的統制案要綱 (米穀對策調査會幹事案)

- 一、米穀を取扱ふ販賣組合 (以下米穀販賣組合と稱す) の區域内に於ける米穀の生産者(地主を含む)は原則として米穀販賣組合の統制に服するものとする。
- 二、政府は必要と認むる場合に於ては販賣組合に米穀の取扱を命じ又は新に米穀販賣組合の設立を命じ得ること。
- 三、政府は必要と認むる場合に於ては米穀販賣組合に對し道府縣を區域とする米穀販賣組合聯合會(以下道府縣米穀販賣組合聯合會と稱す)に加入を命じ得ること。
- 四、政府は必要と認むる場合に於ては道府縣米穀販賣組合聯合會に對し全國を區域とする米穀販賣組

- 合聯合會（以下全國米穀販賣組合聯合會と稱す）に加入を命じ得ること
- 五、最低價格に依る米穀の賣渡の申込は特別の場合を除くの外米穀販賣組合、道府縣米穀販賣組合聯合會又は全國米穀販賣組合聯合會に限り之を爲し得ること
- 六、米穀販賣組合、道府縣米穀販賣組合聯合會は最低價格及最高價格の範圍内の價格を以てするに非ざれば米穀の販賣を爲すことを得ざること
- 七、全國米穀販賣組合聯合會は道府縣米穀販賣組合聯合會又は米穀販賣組合に對し米穀販賣の時期、數量其の他統制に關し必要な指令を爲し得ること
- 八、政府は全國米穀販賣組合聯合會、道府縣米穀販賣組合聯合會又は米穀販賣組合に對し必要な米穀資金を供給するの方策を講ずること
- 九、農業倉庫及聯合農業倉庫に付ても前各項に準ずること

本案は産業組合法による販賣組合か同法によらざる組合か、明瞭でないが、前者であれば産業組合の弊を助長し米穀政策に支障を生ずる恐れがある。第一販賣組合をして扱はしむる米穀の範圍が明瞭に示されてゐない。若し販賣米穀の全部を販賣組合に扱はせることを理想とし生産者は販賣組合の統制に服するものとすれば、自治統制の域を脱し販賣組合の米穀獨占の形となり市場機構の革命となる。

販賣組合の機能が最低價格の維持に必要な米穀の取扱ひを統制するならば自治的統制と觀ることが出来るが、それにしても強制的に組合の設立を命じたり、生産者（地主を含む）の意志に反しても統制せしむる機能を有する組合は産業組合の精神に反するから、かゝる機能を有する機關を必要とするならば

米穀政策の附屬機關として産業組合法によらざる組合を設立すべきである。

(ロ) 米穀管理及自治統制案要綱 (政友會米穀對策特別委員會案)

(政友會に於ては專賣案、國家管理案、自治的統制案の三案につき調査研究を進めたる由なるが本案は自治的統制案の要綱である)

- 一、米穀の根本的恒久對策としては究局專賣、國家管理、自治的統制のいづれかに依るべきも其の實現に當りては法制に緻密なる考案を加へ特に國民の一般的諒解を得べきものとす
- 且一旦之れを行へば容易に還元し得べからざるを以て其の採用に當りては相當の準備施設をなすの要あるべし。

二、應急對策として慎重に考ふべきことは

- (イ) 米穀統制法の定むる最高最低價格の範圍内に於ける自由商品としての米穀の價格及數量上の本質的調節を圖り
- (ロ) 同時に内地外地を一貫せる中正なる方策を案出すべきことに在りこの趣旨により案を樹つ
- (一) 朝鮮及臺灣に米穀統制法を施行すること
- (二) 内地朝鮮臺灣を通じて適當なる地域に區分し當該地域外に移動する米穀につきは國家之れを管理すること
- 前項管理米の買入、販賣價格は米穀統制委員會に諮り政府之れを定むること
- (三) 管理米の處理に依り生じたる差益金は當該地域に還元して適宜之れを處分すること



- (四) 町村單位に生産者の販賣納入組合を設け米穀の需給圓滑を圖り同時に生産者に對する金融の途を講ずること
- (五) 販賣納入組合の強化助成及移動米の管理等は現行米穀需給特別會計に依り經理すること
- (六) 最高最低價格の値幅を適當に縮少し仍公共の必要ありと認むるときは最高價格以内にて政府所有米を處分し得ることに改むること
- (七) 米穀検査を國營とすること
- (八) 米穀統制委員會の組織及權限を擴張し本案による重要事項をも審議せしむること
- (九) 當分米作地反別を増加せず且代作を奨勵する方針を以てすると共に米穀の利用増進海外販路の擴張を圖ること
- (十) 米穀の貸付方法を簡易化し生産費調査の範圍を擴大し並生産費中土地資本利子以外の資本利子及庭先より主要集散地に至る運賃の計算方法を改善すること
- (十一) 米穀需給特別會計に於ける損失處理方法を改善すること

本案は内外地の統制を根幹とし米穀政策附屬の強力なる米穀取扱機關を設け、米穀統制法と相俟つて米穀政策の強化安定を期せやうといふ案の様である。

米穀政策は内外地の販賣米統制を根柢とすべきであるから此の點は問題の根本に立脚してゐるが、内外地を通じ地域を區分し地域外に移動する米穀を國家が管理し、その管理米の買入れ販賣價格は政府にて決定し、市町村單位に生産者を以て組織したる販賣納入組合をして管理米の賣買を行はしむる制度は

米穀統制法の補強工作としての自治的統制にあらずして販賣納入組合をして行はしむる一種の部分的專賣制である。移動米を買い上げ政府管理とするのであるから、拓務省案に比すれば實行性多きも自治的統制ではない。

併し地域内にての賣買には干渉せず地域外に移動する米穀のみを國家管理とし、一般の販賣米に對しては最高最低價格を決定してその範圍に騰落を抑制するのであるから專賣制程の厄介な問題はないが、政府の幹事案以上に大きな市場機構の革命である。尙本案には次の如き難問題が存在する。

- 一、地域を内地朝鮮臺灣の三區域に區分するのであれば賣買價格の決定其の他の扱ひに容易であるが、現在内外地間に妥協の出來難い問題は解消せられない。
- 二、内地を關東關西の二區に區分するとせば雙方に大都市を包容することにより共に地域内には過剩米はないから、前項内地朝鮮臺灣の三區に區分したると同様に内外地の關係問題は全部殘存する。
- 三、若又内地を數區に區分するとせば次の二つの難問題を生ずる。
  - (イ) 地區毎に左記の如く生産費を異にし隣接地に於ては同一品質の米穀にて賣買價格を異にし實行が困難であらう。
  - 地區によつて米價を異にすれば税制の地區別論なども起るであらう。
  - (ロ) 大都市を包容する地區は地區外への移動米なく大都市を含まない産米地域のみが管理米に對

する義務を負担することになる。

試みに全国を七區に区分し帝國農會調査資料により昭和六、七、八三箇年平均の區別平均玄米一石當生産費を算出すれば次の如くである。

地 區	生 産 費
北 海 道	三七・六八 <sup>四</sup>
青森、岩手、秋田 山形、宮城、福島	六 縣 一九・八三
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉 東京、神奈川、長野、新潟、富山	十 府 縣 二三・〇九
山梨、岐阜、静岡 愛知、三重、滋賀	六 縣 二二・四八
京 都、奈良、大阪 和歌山、福井、石川	六 縣 二五・四八
兵庫、岡山、廣島、山口、鳥取 島根、愛媛、香川、徳島、高知	十 縣 二三・三三
福岡、佐賀、長崎、熊本 大分、宮崎、鹿児島	七 縣 二一・八七

併し本案に對しては尙研究を進める必要がある。

### (ハ) 米穀需給統制案要綱 (民政黨米穀對策特別委員會案)

#### (一) 目 的

一、米穀の數量及市價を調節するを目的とす

#### (二) 機 關

二、産業組合又は農業倉庫を市町村統制機關とし現在其の機關なき市町村には之に準ずる機關を作らしむ

#### (三) 運 用

四、政府は最低、最高の基準米價を設定すること米穀の供給不足の場合は政府に於て輸入其他機宜の措置をとり基準米價を維持すること

五、原則として生産者は市町村統制機關を経由するに非ざれば米穀の販賣をなし得ざること

六、市町村統制機關は其の米穀年度の販賣見込米穀數量を道府縣統制機關に報告し道府縣統制機關は之を中央統制機關に報告すること

七、中央統制機關は米穀需給の實際を參酌し販賣高を決定すること

八、中央統制機關は各道府縣の販賣見込米穀數量及前五ヶ年の平均産米高を參酌し道府縣に販賣高を指令すること

九、道府縣統制機關は中央統制機關より指令を受けたる數量を市町村統制機關の販賣見込米穀數量及其の市町村の前五ヶ年平均産米高を參酌し、市町村統制機關に販賣高を指令すること

十、市町村統制機關は道府縣統制機關より指令を受けたる數量を基準米價の範圍内に於て適當なる方法により一般に販賣すること

十一、統制機關より買受けたる米穀を不當なる價格を以て販賣する者に對して政府は嚴重なる取締を

なすこと

十二、市町村統制機關は販賣の委託を受けたる米穀に對し最低基準米價の幾割を限り生産者に貸付をなすことを得

十三、市町村統制機關は毎米穀年度末を以て共同計算をなすこと

(四) 調節

十四、米穀の著しき生産過多を生じたるときは代作奨勵を爲すこと

但し代作奨勵に要する經費は政府之を助成す

十五、政府は異常なる米穀の過剰に際しては或程度の買上を爲し得ること

十六、統制機關の運用資金は中央金庫より融通を受け尙足らざるときは低利資金の融通を受くること

(五) 監督其の他

十七、政府は以上の制度に關し検査監督を嚴重にし尙必要なる命令を發する權力を有すること

十八、米穀検査は之を國營とすること

十九、販賣高の決定及其の分配代作奨勵等に關し中央道府縣及市町村に委員會を設けること中央委員

及道府縣委員は官選とし市町村委員は市町村の推薦により監督官廳の認可を得て之を定む

二十、罰則を設けること

(六) 朝鮮、臺灣

二十一、朝鮮、臺灣に於ても同様の制度若は其の他の事情に應じ之に類する制度を設け全國中央統制機關の範圍に入らしむること

附記

一、米穀統制中必要なる事項は本法に併せ米穀特別會計は之を存續すること

二、海外販路の開拓、新規利用の研究を進むること

三、政府は肥料政策を樹て米穀生産費の軽減を計ること

本案は産業組合法によらざる(若は産業組合法を根本的に改正して)米穀統制機關を設立し米穀の取扱ひを獨占せしめ政府の嚴重なる取締りの下に行はしむる一種の專賣制である。專賣的米穀政策は國家が之を行ふも非常の難事業と考へられてゐるのであるから産業組合にて行ふことは不可能であらう。

(三) 米穀統制に關する對策 (國民同盟案)

一、米穀統制法は内地と同じく朝鮮、臺灣に實施すること

二、朝鮮、臺灣に統制資金特別會計を設ける事

三、買上價格の公定は朝鮮、臺灣、内地、各地域別に生産費の外に相當の農業利潤を加算すること

賣渡最高價格は公定價格の二割増とすること

四、公定價格は年四期に行ひ保管料金利を加算すべし

五、朝鮮、臺灣各地域外に移動する米穀は政府の管理となし差益金ありたる時は當該地域農村振興費に還元すること

六、政府は公共の爲め必要ある時は相當の機關に附議し其の所有米を公定價格以内にて賣渡又は無償

交付又は長期貸付を爲すことを得

附帶事項

- 一、米穀生産費の低減を圖ること
- 二、農業倉庫の普及増設の助成並生産者貯藏米に對し低利資金の融通を講ずること
- 三、代作を奨励し新規用途の増加を講ずること

本案は拓務省案及政友會案と同じく内外地を通じ地域を設定し統制する案にて大部分は他の各案と共通してゐるが、買上價格（最低價格）は地域別による生産費に利潤を加算して決定し、賣渡價格（最高價格）は買上價格の二割を増した價格といふことが他案と異なる處である。

地域別制には種々の支障のあることは既述の通りである。又買上價格を生産費に利潤を加算することは專賣制に於ける買上價格ならば正當なる主張であるが、最高價格迄の騰貴を認めた制度に於ける最低價格に利潤を要求するは不當であらう。殊に現在は農業經營に於ける利潤算出の研究が出来てゐないから利潤算出の決定が困難である。

(四) 理想的米穀政策

- 一、朝鮮及臺灣より内地へ移入する米穀は總て政府に於て買上げ之を管理すること  
買上價格は朝鮮及臺灣に於ける中庸米穀生産費に運賃諸掛りを加算し物價其の他の經濟事情を參酌して決定すること

二、政府管理の米穀は市場米價が標準米價以上に騰貴したる場合標準米價以下に低落せしめない範圍に於て賣渡をなすこと

三、市場米價の騰落の當否を觀測する目標として標準米價を決定すること

標準米價は絶對的需要米穀が安全に供給せらるるに必要な生産條件を基礎として算定すること

四、標準米價以下に低落したる米價維持は生産者の自治的統制によるを原則とし政府は豊富に低利資金を供給して自治的統制を助成すること

本案は輸入米の國家管理と低利資金の供給を受けたる生産者の自治的統制とを骨子としたる米穀政策にて恐らくこれが理想的米穀政策であらう。併し以上の如きは朝鮮臺灣の農家並指導者が十分米穀政策に理解をもち且内地の多くの農家の市場對策的訓練が積まれなければ實行が出来難いであらう。殊に技術的には標準米價の決定に議論のあること並内外地を通じ過剩米増加の産米状態となりたる場合の對策（これは如何なる方策によるも同様なれど）等の難問題はあれど、專賣制等が問題になるならば其の前に考究を要する一種の理想的案である。

(五) 專賣案

昭和六年八月政友會政務調查會特別委員會にて次の如き米專賣案が決議せられた。

決議

我國農業經濟上乃至國民並社會政策的見地より根本的國策として米專賣制度を斷行すべし

米專賣は價格の公正なる決定と數量の完全なる調節を圖るを唯一の目的とす。従つて煙草專賣とは正反對に財政的非收益主義による。

米專賣の實施により生産者の收益を確實安全ならしむると共に消費者に一定廉價の食糧を給與し以て農家經濟の不安を一掃し、國民生活の動搖を除去し一般國民生活の安定を確保することを得。

内地植民地を打つて一丸としたる米の生産統制を行ひ食糧政策を確立し國家の安寧を保持することは米專賣の實施により之を期することを得。

米生産費の合理的低減は米專賣の實施により生産者を苦しむることなくして達成せられ消費者の永久の利益となり國民經濟の基礎を鞏固ならしむ。

米專賣案要項

目的

- (1) 米專賣は價格の公正なる決定と數量の完全なる調節を圖ることを目的とする従つて煙草專賣とは正反對に財政的非收益主義なること
- (2) 米專賣によつて生産者の收益を確實安全ならしむると共に消費者に一定廉價の食糧を供給し以て農家經濟の不安を一掃し一般國民生活を安定確保すること

方法

(1) 民衆の賠償

(イ) 米穀取引所問屋及小賣商等專賣の實施により業務を失ふものに對しては政府之を賠償す

(ロ) 賠償價格は賠償委員會の審議により之を決定す

(ハ) 賠償金は交付公債を以てす但問屋小賣商にして米專賣の元賣捌人又は小賣人に指定されたものに對しては之を賠償せず

(ニ) 民衆賠償額概算

取引所賠償額二千七百六十二萬七千圓

取引所拂込は全額賠償

同取引員賠償額九百三十五萬圓

取引所賣買高一億八千七百萬石に對する手数料一石五錢の割にて全部賠償

米販賣業者賠償額六千四百十四萬圓

内地米賣買高三千二百七十萬石一石二十五圓とし其の利益を二割と見てその金額一億六千三十五萬圓但し其の六割は元賣捌人及小賣人に指定するものと見なす

右民衆賠償額一億百萬圓は五分利公債二十年間銷却とす

(2) 米專賣の範圍

(イ) 内地米は農家自身の消費米を控除しその他は政府の專賣とす

(ロ) 朝鮮米及臺灣米の移入外國米の輸入並内地米の輸移出は政府の專賣權に屬す

(3) 米の收納保管と賣拂

(イ) 米の收納は生産地に於ける市町村を一區域とする米納入者組合を通じて行ふ

(ロ) 價格の決定は生産費を償ふを以て標準とす

- (ハ) 米の收納に對し政府は證券を發行し證券に對する現金の支拂ひは米の賣捌代金を以てす
- (ニ) 米は國立倉庫、民營倉庫並生産農家の個人倉庫を利用して保管す
- (ホ) 政府は玄米を買入れ白米を賣拂ふ米の賣捌は元賣捌人を経て小賣人に行はしむ
- (ヘ) 賣拂價格は買入價格に精白料、運賃その他諸掛りを加算したる範圍に於て決定す

## (4) 米專賣の機關

(イ) 中央に米專賣局、各府縣に支局、その他必要なる場所に出張所を設け米の検査、收納、精白、賣捌、移入、移出に關する事務を掌理す

(ロ) 米專賣局に評議會を設置し米收納價格、賣拂價格の決定その他を審議す

此の外に河田大阪商大學長より別個の專賣案が發表せられて居る。米專賣が強力なる獨裁政治の下に行はるゝならば國民の利害は別問題として政治的に煩はされることは少くして實行されるだらう。

然るに米作は生産費も品質も其の他の生産事情が地方的に多大の差違のある故格付の問題、検査の問題、生産費算定の問題、買上價格決定の問題等米作農家の死命を制する重大問題にして未解決の儘のものもあり。他面賣買價格問題中には都市對農村問題が包藏せられて居り實行上困難の伴ふものが多い。

## 九 結 言

米穀政策の樹立に當つては各方面の角度より考察すべきであるが、現時に於ては其の具體的方針を次の如く要約することを得。

- 一、朝鮮臺灣の移入米を自由無干渉に置く時は其の競争のために米價の大勢は内地の農家の生活が朝鮮臺灣の農家の生活程度に低下するまで犠牲を負擔する結果となるやうな道程を辿るであらう。斯くては産米増殖とか農村更生等を超越した重大なる國家問題を惹起するから相當強き統制力を有する米穀政策が必要である。
- 二、專賣制は餘りに關係影響が廣汎であり複雑であるから現在の研究の程度にては實際政策に採擇するまでの條件が具備しない。
- 三、米穀統制法は自由と專賣の中間の如きものにて現下の社會情勢には比較的適當なる政策であらう、併し最も重要な外地米の移入統制が確立されず其の他改正を要することもあれば、補強工作は必要である。
- 四、米穀統制法は偶然にも施行の初年と次年に稀有の豐作と稀有の凶作に際會し、前者に對しては最低價格の支持により米價の暴落を防止し、後者に對しては多額の貯藏米により天災相場的暴騰を抑

制し理想に幾き効果を奏した。それは國家の財力を以て最低價格を保持した結果である。従つて生産者の自治的統制は必要なれども最低價格の支持に對しては自治統制に多くを期待することは困難であらう。

五、米穀統制法の左の事項は改正補足することが必要である。

(1) 最低價格の月次累加

最低價格は毎月金利、保管料を加算したものに改正する。

(2) 最高價格の拘束緩和

米價が最高最低價格の平均以上にある場合に米穀の配給上必要ありと認むる場合は市價に悪影響を及ぼさざる範圍に於て一定量を限り政府所有米の賣渡をなし得ることに改正する。

(3) 最高最低價格の値幅縮小は實行に多大の困難が伴ふから當分現在の方法で良いであらう。

六、朝鮮臺灣の移入米統制は米穀統制法の施行と不可分のものであるから萬難を排して勵行せねばならぬ。

統制の方法は種々あれども事務的には内地に必要な數量に對しては内地米同様の取扱ひをなし必要以上の移入米は政府に於て買上げ之を保管し米穀統制の規定に準じて之を市場に賣却する。

但内地の米價が最低價格以上にて移入米のため最低價格以下に低下されるやうなことの無い需給状態の場合は自由移入を認め其の他出來得る限り拘束を緩和することは必要である。

七、米穀統制法の補強工作上最も重要なるは生産者の自治的統制にて政府の負擔を軽減し米穀政策を安定ならしむるには自治的統制に待つべきもの多きも、農家の自治的統制の訓練は容易でないから當初より多くを之に期待すれば、米穀統制法の統制力を薄弱ならしめ米穀政策の逆轉を招來する恐れがある。

前項米穀對策調査會に提出せられた各自治的統制案の如きは名は自治なれども實は強制統制であるから、形式に墮し眞の自治的統制の訓練を妨げるであらう。民設機關に強き統制力を與ふるの可否については慎重に考究を要する。従つて自治的統制は可及的強制を用ひない左の如き自治機關の聯合協力により行ふことが最も合理的である。

(1) 自治的統制の主たる目的は米穀年度初期に於ける賣急ぎ防止である。最低價格の保證せられたる以上低落見越しの賣急ぎをなす必要はないのであるから、地主、自作農等融通力を有するものは可及的賣出しを差控へることが唯一の自治的統制である。

(2) 故に農業者及地主により組織せられ生産の指導團體である系統農會と農村の經濟機關である産業組合との共力により自治的統制に當り、政府は低利資金を豊富に供給して之れを助成し賣込殺到の防止並平均賣の勧誘に努力せしむるが最良の自治的統制である。

## 十 米穀政策案要綱

- 一、米穀統制法ニ左ノ改正ヲ加ヘ之ニヨツテ米穀ノ需給及價格ノ調節ヲ行フ
    - (一) 最低價格ハ金利及保管料ヲ加算シ各月別ニ之ヲ定ム
    - (二) 米價ガ最低最高ノ平均價格以上ニ在ル場合ニ於テ公共ノタメ特ニ必要アリト認ムルトキハ市價ニ惡影響ヲ及ササル範圍ニ於テ米穀統制委員會ノ決議ヲ經テ道府縣ニ對シ最高價格以下ノ價格ヲ以テ米穀ノ賣渡ヲナスコトヲ得ルコト
  - 二、朝鮮臺灣ノ移入米ニ對シ左ノ方法ニヨリ統制ヲ行フ
    - (一) 内地米ノ生産狀況ニ基キタル需給ノ計算上必要量ノ月別平均的移入ハ許可制トス
    - (二) 必要量ノ月別平均量以上ニ移入セントスルモノハ政府之ヲ買上ク
- 買上價格ハ朝鮮臺灣ニ於ル中庸米穀生産費ニ運賃諸掛ヲ加算シ物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム
- (三) 政府所有外地米ノ賣渡ハ内地米ノ規定ヲ參酌シテ決定ス
- 三、左ノ方法ニヨル生産者ノ自治的統制ヲ獎勵ス
    - (一) 自治的統制ハ法的強制ヲ用ヒサルヲ原則トス

- (二) 政府ハ産業組合ニ低利資金ヲ豊富ニ供給ス
- (三) 産業組合ノ資金ノ融通ト系統農會ノ平均賣ノ斡旋其ノ他市場對策ニ關スル自治的訓練ニヨリ可及的米穀年度初期ニ於ケル政府へ賣急キ殺到ノ防止ニ務ム
- 四、米穀需給ノ狀況ニ鑑ミ必要ナル場合ハ朝鮮臺灣ニ於ケル新規ノ耕地改良擴張ニ關スル獎勵施設ヲ一時停止スルト共ニ米穀ノ海外輸出ノ獎勵、新規用途ノ開拓、消費ノ増進及代作ノ獎勵等ニ努ムルモノトス

### 理由

理想的ナル米穀政策ノ實現ハ現状ヨリシテ尙困難ナルベク然ルトキハ現行米穀統制法ニ多少改正ヲ加ヘ外地米ノ統制ヲ行ヒ、最低最高價格ニ對シテハ國家ノ財力ヲ以テ之ヲ維持シ、其ノ他ハ法的強制ヲ用ヒザル民間團體ノ自治的統制ニヨリ可及的政府ノ責任ヲ輕減セシムルコトトシ、而シテ外地米ノ移入ニ對シ必要量ハ移入ヲ自由トシ、必要量以上ハ内地米ト同様ノ方法ニヨリ算定シタル朝鮮、臺灣ニ於ル中庸米穀生産費ニ運賃諸掛等ヲ加ヘタル價格ヲ以テ買上ゲ、總テ内地米ニ準ジテ扱フコト、セバ合理的ニシテ現状ニ適スル米穀政策トナルベシ。



合衆國...

第...

入...

出...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

昭和十年一月十六日印刷  
昭和十年一月二十一日發行

【非賣品】

東京市麴町區日比谷公園市政會館内

編輯所 國家經濟研究所

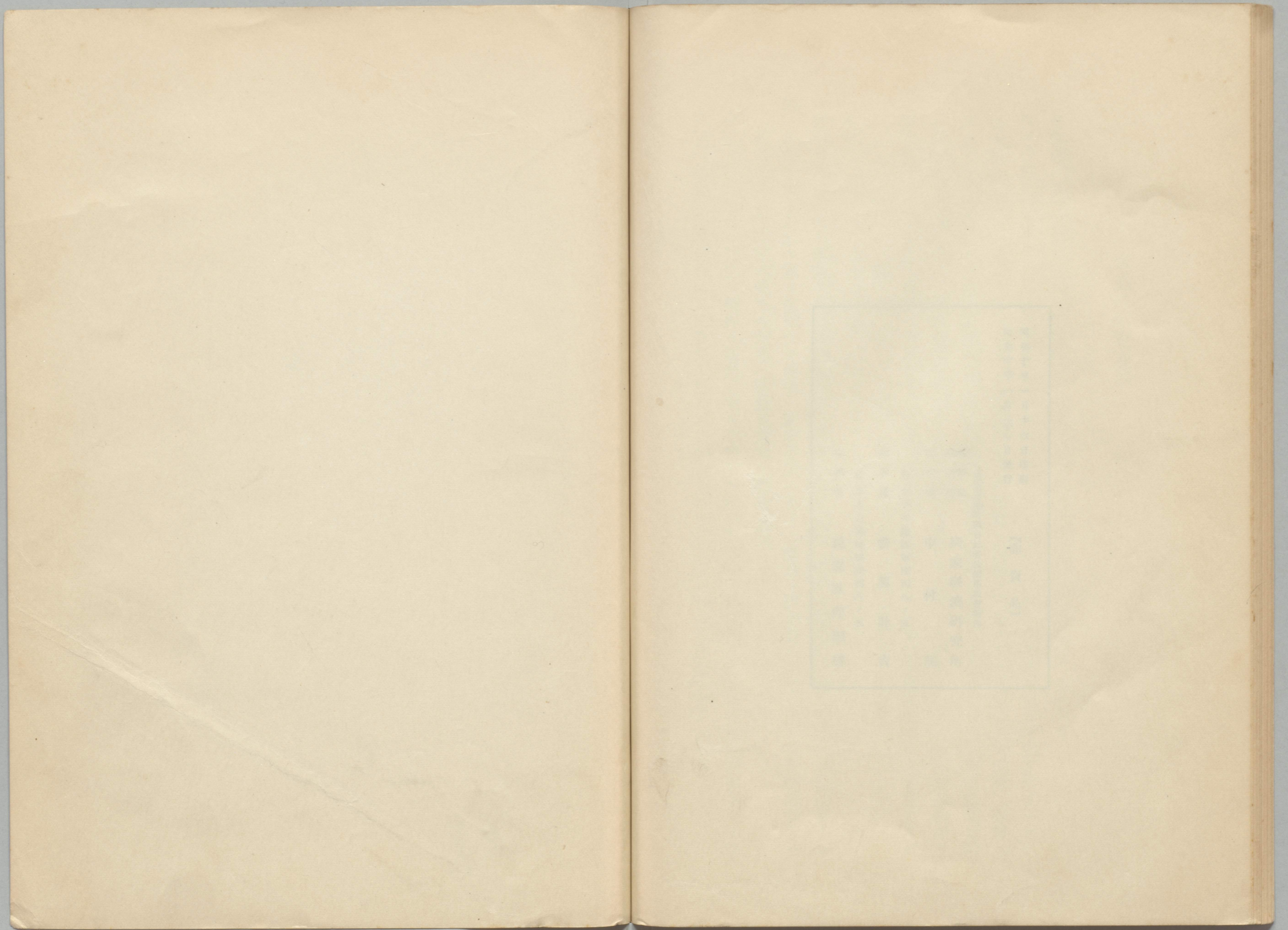
代表者 中村茂

印刷者 齋藤計吉

東京市京橋區銀座西八ノ五

印刷所 民友社印刷所

東京市京橋區銀座西八ノ五



群馬県立図書館



0704581-8